

障害保健福祉主管課長会議資料

平成16年3月3日(水)

社会・援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

目 次

頁

1	精神保健福祉対策について	
(1)	精神保健福祉施策の推進について……………	1
(2)	精神保健福祉施策の見直しについて……………	2
2	精神障害者社会復帰施設について	
(1)	精神障害者社会復帰施設の整備について……………	17
(2)	精神障害者社会復帰施設の運営について……………	17
3	精神障害者居宅生活支援事業の充実について……………	18
4	精神医療審査会の適切な運営について……………	19
5	精神病院に対する指導監督等について……………	19
6	心の健康づくり対策について	
(1)	児童思春期の心の健康づくり対策の推進について……………	20
(2)	PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策の推進について……………	20
(3)	うつ病・自殺防止対策の推進について……………	21
7	その他	
(1)	精神保健指定医新規申請書類について……………	22

1 精神保健福祉対策について

(1) 精神保健福祉施策の推進について

ア 精神障害者退院促進支援事業の実施

平成15年度からの新障害者プランにおいては、受入条件が整えば退院可能とされる入院者の退院及び社会復帰を目指すべく、精神障害者社会復帰施設・精神障害者居宅生活支援事業の充実を図ることとしているが、円滑な退院を促進するためには、地域の受け皿を充実するとともに、こうした受け皿と医療機関とが連携して対応することが必要である。

このため、精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を与え、退院訓練を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進することを目的とした「精神障害者退院促進支援事業」を本年度より開始し、全国16か所で実施している。

なお、本事業の平成16年度の実施箇所については、本年度の実施状況及び事前協議書を勘案し決定することとしているので、実施予定の都道府県・指定都市におかれては、その準備方よろしくお願ひしたい。

イ 精神科救急システムの整備について

精神科救急医療システムの整備については、各都道府県等が実状に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備を行う事業として、精神科救急医療システムの運営に関する国庫補助事業を実施してきたところであり、この間、精神保健福祉法に基づく移送を適正・円滑に実施するための精神科救急情報センターや、在宅の精神障害者の症状の悪化に対して早期に適切な医療を提供するための精神科初期救急医療システムを整備するなど、同事業の充実に努めてきたところである。

精神障害者の処遇が入院医療から地域ケアへと大きく推移していることから、精神科救急医療システムの充実・強化は、精神障害者が安心して地域で生活するためにも必要不可欠であると考えており、引き続き着実な体制整備の推進をお願ひしたい。

(2) 精神保健福祉施策の見直しについて

ア 精神保健福祉対策本部の中間報告

精神保健福祉対策本部は、精神保健医療福祉の諸課題について全省的な体制の下に計画的かつ着実な推進を図ることを目的として、平成14年12月に厚生労働大臣を本部長として設置された。対策本部では、約半年にわたる議論を経て、昨年5月に、今後厚生労働省として取り組むべき施策の方向性について中間報告を取りまとめた。

中間報告においては、今後優先的に取り組むべき課題として、普及啓発（精神疾患及び精神障害に対する理解の促進）、精神医療改革（精神病床の機能分化を通じた医療の質の向上や救急体制を含めた地域ケアの体制整備）、地域生活支援（居住先の確保・雇用支援の促進・相談機関の充実）の3つの柱が掲げられており、それらの施策の推進と併せて、受入条件を整えば退院可能な者の早期退院・社会復帰の実現を図ることが盛り込まれた。

（参考）精神保健福祉対策本部中間報告の概要（別紙1）

イ 精神障害者の3検討会の開催

精神保健福祉対策本部の中間報告を受けて、昨年秋に、精神保健福祉施策において優先的に取り組むべき課題に対応するため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神病床等に関する検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」の3つの検討会が設置されたところであり、それぞれ論点整理を行った上で、活発な議論が進められているところである。

①心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会

精神保健福祉施策を進めるに当たり、精神疾患等に対する正しい理解の普及・啓発が急務であるという認識に立ち、正しい理解の普及・啓発のための指針の策定及び普及・啓発の具体的方策について、当事者・実践者からの意見聴取等も行いつつ、検討を進めているところである。

②精神病床等に関する検討会

患者の病態に応じた精神病床の機能分化のあり方や、受入条件が整えば退院可能な患者への対応について議論を進めており、今後は、病床算定式の見直しや精神医療の質の改善に関する検討も行う予定である。

③精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

精神障害者が可能な限り地域において生活することができるよう、ライフサイクルや障害程度に応じ、医療・福祉を始め、教育・就労・住居等のサービスが適切かつ効率的に提供されるような仕組みのあり方について検討を進めており、今後さらに各種サービス・各実施主体の将来像や財源配分・財源構成のあり方についても議論を行うこととしている。

(参考) 3 検討会の開催要項、メンバー表及び論点整理 (別紙 2)

ウ 今後の進め方

3 検討会のうち、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」については、年度内を目途に指針の取りまとめを行うこととしている。また、残りの 2 つの検討会については、春頃を目途に中間的な取りまとめを行うこととしており、引き続き精神保健福祉法の改正に係る事項について議論を進めた上で、夏頃に検討会として報告書をまとめ、秋以降の社会保障審議会障害者部会における審議につなげていくことを予定している。

「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」（精神保健福祉対策本部中間報告）の概要

1 経緯

精神保健福祉対策本部においては、平成14年12月の発足以来、省内関係部局による会議や外部専門家（外部専門家）を招いた勉強会を開催し、今後の対策の方向について議論を重ねてきたが、今般、厚生労働省として今後取り組むべき施策の方向について以下の中間報告をとりまとめた。

2 報告の概要

(1) 基本的な認識と施策の方向

精神疾患は、誰でも罹る可能性のある疾患であると同時に、適切な治療の継続により、その症状を相当程度安定化させ、寛解又は治癒することも可能な疾患である。

精神病床においては病状に応じた適切な医療により早期に当事者の退院を可能とするよう、例えば急性期集中治療、リハビリテーション、専門治療等の機能分化を図る必要がある。一方、当事者が地域において安心でき、かつ、安定した社会生活を送るためには、地域ケア体制の整備とともに、住居を確保し、働く場を提供し、地域生活を支援する体制を整えることが不可欠である。

「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向を押し進めていくため、精神障害者が可能な限り地域において生活することができるよう、必要な保健医療福祉サービスの資源を確保し、適切に配分していく必要がある。そのための重点施策として、以下の事項について優先的に取り組むこととする。

(2) 重点施策

① 普及啓発 ⇨ 正しい理解・当事者参加活動

精神障害に対する無理解、誤った認識を改めるべく積極的な普及啓発活動を行うため、あらゆる機会を通じて精神疾患及び精神障害に対する理解の促進を図るとともに、当事者参加活動の機会を増やす。

② 精神医療改革 ⇨ 精神病床の機能強化・地域ケア・精神病床数の減少を促す

ア. 精神病床の機能分化を図り、急性期医療の充実、専門病床の整備等を進めることにより、入院医療の質を向上させる。

イ. 精神科救急体制を含めた地域ケアの体制整備を進める。

ウ. 病床の機能強化を推進し、より良い精神医療を確保するため、人員配置の見直しを含めて精神病床数の減少を促す。

③ 地域生活の支援 ⇨ 住居・雇用・相談支援

ア. 地域における居住先の確保等を支援する。

イ. 雇用支援を進めるとともに、雇用の機会を増やす。

ウ. 相談機関の充実、当事者活動の支援等を通じ、地域生活を支援する。

④ 「受け入れ条件が整備ば退院可能」な7万2千人の対策

①～③の各施策の推進と併せ、7万2千人の早期退院、社会復帰の実現を図る。

(3) 検討の進め方

平成15年度より、普及啓発、精神病床等、在宅福祉・地域ケア等について3つの検討会を開催し、それぞれの課題に対応する。

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会運営要綱

1. 趣旨

平成14年12月に公表された社会保障審議会障害者部会精神障害者分会報告にあるように、今後の精神保健福祉施策を進めるにあたっては、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図ることは、各施策に共通する重要かつ必要不可欠な視点である。さらに、厚生労働大臣を本部長とした精神保健福祉対策本部の「中間とりまとめ」が平成15年5月に発表され、その中でも精神保健福祉施策に関して「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向を押し進めていくためには、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発などが重要であるとされている。しかし、残念ながら、精神疾患等に対する正しい理解は十分とはいえない現状であり、精神疾患等に対する正しい理解の普及・啓発は急務であるといえる。

検討会は、精神疾患等に対する正しい理解の普及・啓発のための指針の策定及び普及・啓発方策について検討することを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が開催するものである。

2. 検討課題

- ① 精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発のための指針策定
- ② 具体的な普及・啓発方策

3. 座長・副座長

検討会に座長、その補佐を行う者として副座長を置くものとする。座長は構成員の中から互選により、副座長は座長の指名により選出するものとする。

4. 運営

- ① 検討会は、座長が必要に応じて招集する。
- ② 検討会は、その決定に基づき、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

5. その他

- ① 検討会は、原則として公開する。
- ② 検討会の事務局は、障害保健福祉部精神保健福祉課において行う。

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会 構成員

平成15年10月現在（敬称略）

荒井 洋	社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会 常務理事
石原 重雄	千葉県流山市 助役
稲葉 康生	毎日新聞社 論説委員
大野 善三	日本医学ジャーナリスト協会 会長
岡本 裕之	聖徳大学付属聖徳中学校・聖徳高等学校 校長
小野 光子	社団法人 日本看護協会 常任理事
北村 尚人	三菱重工業株式会社 人事部主席
きたやま おさむ	エッセイスト
木太 直人	日本精神保健福祉士協会 副会長
齊藤 貞夫	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部長
佐藤 和信	株式会社 電通 広報室長
鮫島 健	社団法人 日本精神科病院協会 副会長
◎高橋 清久	国立精神・神経センター 名誉総長 財団法人 精神・神経科学振興財団 理事長
中井 和代	横浜市青葉区精神障害者家族会あおば会
仲野 栄	社団法人 日本精神科看護技術協会 常務理事
西島 英利	社団法人 日本医師会 理事
林 誠子	日本労働組合総連合会 副事務局長
○広田 和子	精神医療サバイバー
藤臣 柊子	漫画家 エッセイスト
藤田 健三	岡山県精神保健福祉センター センター長

◎ 座長

○ 副座長

論 点 整 理

1. 普及啓発の基本的方向性

別紙1 参照

2. 国民の認識の現状と国民に向けた分かりやすいメッセージ（指針）

(1) 正しく理解する

(2) 態度を変える・行動する

3. 指針の趣旨の普及方法

(1) 基本的方針

① 普及の対象者層に応じた情報発信

② 国民に接する機会の多い者や当事者の役割の重視

(2) 主体別の取り組み

① 当事者、当事者家族

② 保健医療福祉関係者、地域活動関係者

③ 雇用や教育の関係者

④ 行政職員、メディア関係者

⑤ その他

「普及啓発の基本的方向性」

厚生労働省精神保健福祉対策本部中間報告

「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」より

○ 精神疾患を取り巻く状況の認識

精神疾患は、誰でも罹る可能性のある疾患であると同時に、適切な治療の継続により、その症状を相当程度安定化させ、寛解又は治癒することも可能な疾患である。近年では、うつ、ストレス疾患、痴呆等精神医療の対象となる患者は増えており、精神疾患は、より一般的な病気となっている。また、代表的な精神疾患の一つである統合失調症も、放置すれば多くの場合に症状が悪化、再発するが、一方、継続的に治療を行うことにより長期的に症状の安定を図ることが可能であることは、糖尿病等の慢性疾患と同様である。

従って、精神疾患を発症した者についても、早期に適切な対応を行うことにより、当事者は地域において社会生活を継続することが可能であり、また、症状が悪化し入院が必要な状態になっても、手厚い急性期治療を行うことにより、多くは早期の退院を見込むことができる。たとえ10年、20年を超える長期入院を余儀なくされていた場合であっても、適切な社会生活訓練等のリハビリテーションや退院支援、退院後の居住先の確保及び地域生活支援により、社会生活が可能となる場合もある。

こうした入院予防、早期退院、社会復帰の可能性の拡大は、近年の薬物治療の進歩、リハビリテーション等の治療技術の向上に負うところが大きく、精神病床においても、できるだけ早期に地域生活を可能とするようその機能を明確化し、例えば急性期集中治療、積極的リハビリテーション治療、専門治療の提供等の機能分化を図る必要がある。このことは当事者が可能な限り地域で生活できる途を広げていくことを可能とする。一方、当事者が地域において安心かつ安定した社

会生活を送るためには、地域ケア体制の整備とともに、住居を確保し、働く場を提供し、地域生活を支援する体制を整えることが不可欠である。欧米諸国においては、こうした精神医療の改革や地域の支援体制の整備を進めた結果、入院医療中心から地域生活中心へと変わってきたが、我が国においては、制度のあり方も含めてこのような流れに未だ十分対応できていない。

こうした認識に立ち、世界的趨勢を踏まえて、わが国の精神保健福祉対策の各分野について、改革に向けた具体的施策の方向を提案する。

○ 重点施策

1. 普及啓発

精神疾患は誰でも罹りうる疾患であり、又、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であるが、一般にこうした認識が充分とは言えず、「精神障害者」ということを理由に偏見を持たれ、そのために社会的な差別を受けることが少なくない。精神障害者に対する無理解、誤った認識を改めるべく積極的な普及啓発活動を行うため、あらゆる機会を通じて精神疾患及び精神障害者に対する理解の促進を図るとともに、当事者参加活動の機会を増やす。

- ① 普及啓発指針の策定
- ② 国民の理解を深めるイベント活動、広報の実施
- ③ 当事者主体の活動の支援
- ④ 政策決定への当事者の関与の推進
- ⑤ 家族への啓発、家族の支援
- ⑥ 精神保健事業への住民の参加

医療・福祉関係者、当事者のみならず、教育関係者、経済界、マスコミ関係者等の参加を求め、広範な媒体を利用した普及活動を平成 15 年度より推進する。

(以下、省略)

精神病床等に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方にに基づき、具体的な施策の進め方を提言している。同報告書では、精神医療のあり方について、諸外国に比べ精神病床数が多いこと、精神病床数に地域偏在がみられること、最近の精神科診療所の増加傾向等の実情や、精神病床の機能分化が成熟していないこと等を踏まえ、精神医療における地域医療のあり方、精神病床の機能分化等の課題について、検討会を設置して検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

2. 検討課題

- 1) 地域医療における精神医療のあり方
- 2) 精神病床の役割と機能分化等のあり方
- 3) 地域の精神保健医療の体制について、医療計画に記載することが望ましい事項
- 4) 精神病床の基準病床数算定式のあり方
- 5) 精神病床の人員配置基準のあり方、等

3. 座長・副座長

検討会に座長、その補佐を行う者として副座長を置くものとする。座長は委員の中から互選により、副座長は座長の指名により選出するものとする。

4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて召集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。

精神病床等に関する検討会構成員

- 伊藤 雅治 社団法人 全国社会保険協会連合会 理事長
- 猪俣 好正 社団法人 全国自治体病院協議会精神科特別部会 会長
- 岡谷 恵子 社団法人 日本看護協会 専務理事
- 門屋 充郎 日本精神保健福祉士協会 監事
- ◎ 吉川 武彦 中部学院大学 教授
- 窪田 彰 社団法人 日本精神神経科診療所協会 副会長
- 佐藤 茂樹 日本総合病院精神医学会 理事
- 新保 祐元 社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会 理事長
- 高橋 清久 国立精神・神経センター 名誉総長
財団法人 精神・神経科学振興財団 理事長
- 津久江 一郎 社団法人 日本精神科病院協会 副会長
- 対馬 忠明 健康保険組合連合会 常務理事
- 長尾 卓夫 社団法人 日本精神科病院協会 副会長
- 仲地 珖明 社団法人 日本精神科看護技術協会 常務理事
- 納谷 敦夫 全国衛生部長会
- 西島 英利 日本医師会 常任理事
- 南 砂 読売新聞東京本社編集局解説部 次長
- 山梨 宗治 福岡県精神障害者連絡会 事務局長
- 山本 深雪 NPO大阪精神医療人権センター 事務局長

◎ 座長 ○ 副座長

計18名(五十音順、敬称略)

論 点 整 理

- 1 精神医療の基本的方向性
- 2 精神病床の役割と機能分化等のあり方
 - (1) 病院、病床機能等を検討する方向性
 - (2) 患者の病態と機能分化のあり方
 - ① 基本的考え方
 - ② 急性病棟・専門病棟
 - ③ リハビリテーション
 - ④ 療養病棟
 - ⑤ 痴呆病棟
 - (3) 公私等の病院の役割分担
- 3 精神病床の人員配置基準のあり方
- 4 受入条件が整えば退院可能な7万2千人について病床機能区分として対応する方向
 - ① 入院期間の違いに応じた施策の方向
 - ② 年齢、状態等の違いに応じた施策の方向
 - ③ 本人の意向に応じた施策の方向
- 5 現在の病床区分を前提とした、現行の病床算定式の見直しの方向
- 6 地域医療体制のあり方
 - (1) 精神保健福祉法等に関する事項
 - ① 入院形態について
 - ② 処遇方法について
 - ③ 精神医療審査会について
 - ④ 指導監査・第三者評価について
 - ⑤ その他、医療の質に関する事項
 - (2) 医療法、医療計画等に関する事項
 - ① 通院医療体制等
 - ② 精神科救急医療体制等
 - ③ その他、医療の質に関する事項

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方にに基づき、具体的な施策の進め方を提言している。

同報告書では、地域精神保健福祉のあり方について、入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと等を踏まえ、在宅福祉サービスの充実、地域保健及び多様な相談体制の確保、社会復帰施設の充実等の課題について、検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

2. 検討課題

- 1) 精神障害者に対する地域生活支援の現状について
- 2) 必要なサービスの種類・量について
- 3) 今後必要となる取組について 等

3. 座長

検討会に座長を置くものとする。座長は、構成員の中から互選により選出するものとする。

4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて招集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

構 成 員 名 簿

- 板 山 賢 治 社会福祉法人浴風会理事長
伊 藤 雅 治 社団法人全国社会保険協会連合会理事長
上 森 得 男 厚木市家族会「フレッシュ厚木」理事
大 谷 強 関西学院大学経済学部教授
尾 崎 眞 弓 第2すみれ共同作業所指導員
加 藤 真 規 子 NPOこらーる・たいとう代表
金 子 鮎 子 全国精神保健職親会連合会副会長
木 村 真 理 子 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
倉 知 延 章 東京福祉大学助教授
香 野 英 勇 社団法人やどかりの里理事
佐 藤 進 埼玉県立大学保健福祉学部社会福祉学科教授
末 安 民 生 慶應義塾大学看護医療学部助教授
社団法人日本精神科看護技術協会常任理事
- ◎ 高 橋 清 久 国立精神・神経センター名誉総長
財団法人精神・神経科学振興財団理事長
- 高 橋 紘 士 立教大学コミュニティー福祉学部教授
谷 野 亮 爾 社団法人日本精神科病院協会常務理事
鶴 見 隆 彦 社団法人日本作業療法士協会常務理事
寺 田 一 郎 社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会副会長
寺 谷 隆 子 日本社会事業大学社会福祉学部教授
西 島 英 利 社団法人日本医師会常任理事
光 武 顕 佐世保市長
村 田 明 子 社団法人日本看護協会東北地区理事
山 中 朋 子 青森県健康福祉部長

(敬称略、50音順、◎は座長、○は副座長)

「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」

論 点 整 理

1 地域支援の基本的方向性

2 ライフサイクル等に応じた地域生活支援の在り方

(1) 中高年層

- ① 精神障害者の状態（精神症状等）
- ② 基本的な支援の在り方
 - 日中活動
 - 介護等生活支援
 - 生活の場（住まい）
 - 医療との関わり

(2) 現役層

- ① 精神障害者の状態（精神症状等）
- ② 基本的な支援の在り方
 - 日中活動
 - ・ 就労・職業訓練
 - ・ 就労等以外の活動
 - 介護等生活支援
 - 生活の場（住まい）
 - 医療との関わり

(3) 未成年層

- ① 精神障害者の状態（精神症状等）
- ② 基本的な支援の在り方
 - 日中活動
 - ・ 教育・生活訓練
 - ・ 教育等以外の活動
 - 介護等生活支援
 - 生活の場（住まい）
 - 医療との関わり

(4) 重度精神障害者

- ① 入院医療と地域生活支援（医療・福祉）の在り方

3 マネジメントの在り方

- ① マネジメントの範囲
- ② マネジメントを担う者の在り方

4 受入条件が整えば退院可能な7万2千人への地域生活支援としての対応の方向

- ① 入院期間の違いに応じた施策の方向
- ② 年齢、状態等の違いに応じた施策の方向
- ③ 本人の意向に応じた施策の方向

5 各種サービス・各実施主体の機能と将来の在り方

- ① 就労・職業訓練との関係
 - 福祉工場、授産施設、小規模作業所等
- ② 訓練・生活支援、生活の場（住まい）との関係
 - 生活訓練、生活支援機能を有する入所施設（援護寮、福祉ホーム）
 - 居宅支援事業（グループホーム、ヘルパー、ショートステイ）
- ③ マネジメント・相談支援との関係
 - 地域生活支援センター
- ④ 当事者活動の位置づけ
- ⑤ 国・都道府県・市町村の役割
- ⑥ これらを担う人材の在り方

6 財源（配分）の在り方

- ① 精神障害者施策に関する財源配分の在り方（所得保障・医療・福祉等）
- ② 精神障害者施策に関する財源構成の在り方（利用者負担、公費、保険料）
- ③ 支援の必要度等に応じた効率的な財源配分の在り方

2 精神障害者社会復帰施設について

(1) 精神障害者社会復帰施設の整備について

精神障害者社会復帰施設については、今年度からは、平成14年12月に策定された障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づき、整備の推進を図ることとしているところであり、今年度の施設整備費は、新障害者プランの目標値を達成することを前提として、新規要望の50.9%の採択率を確保したところである。

平成16年度の精神障害者社会復帰施設の整備に当たっては、現下の厳しい財政状況の中で、新障害者プランの目標値を達成するため、未設置の障害保健福祉圏域を優先しつつ、その着実な推進を図ることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、精神障害者社会復帰施設の計画的な整備の推進をお願いしたい。

(2) 精神障害者社会復帰施設の運営について

ア 精神障害者社会復帰施設の運営費補助について

精神障害者社会復帰施設の運営費補助の採択にあっても、施設整備と同様の取扱いをすることとしているので留意をお願いしたい。

また、平成16年度の精神障害者社会復帰施設の運営費予算にあっては、新規分の精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者福祉ホーム（B型）については、6か月分の予算措置となっているので、ご了知願いたい。

イ 社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

精神障害者社会復帰施設に対する指導監督については、平成12年3月31日障第248号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施について」により、年1回全施設に対し行うこととしているが、会計検査院が実施した平成14年度決算検査報告において、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な経理事務が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留意の上、管下施設に対する指導監査の一層の強化を図るようお願いしたい。

[指摘事例]

- ①「利用者負担分の給食費及び光熱水料費を対象経費に計上」
- ②「土地建物に係る使用料及び賃借料を同一法人内で契約し、対象経費に計上」
- ③「施設整備の追加工事にかかる経費を各所修繕費及び修繕費に計上」
- ④「土地建物に関する保険料を対象経費に計上」
- ⑤「人件費引当金、修繕引当金、備品購入引当金を対象経費に計上」
- ⑥「授産事業に係る使用料等を対象経費として計上」

3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

精神障害者居宅生活支援事業については、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、精神障害者短期入所事業（ショートステイ）及び精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を、平成14年度から住民に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施しているところである。

本事業は、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであり、また、新障害者プランにおいても、本事業の充実を図るべく数値目標を設定しているところである。

各都道府県におかれては、地域住民に対し本事業の利用手続き等についての周知徹底をお願いするほか、本事業の全市町村での実施を推進するとともに、市町村においてその適正な執行を図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）に係る平成16年度予算においては、新規分について6か月分の予算措置となっているので、ご了知願いたい。

4 精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均的な日数が1ヶ月を超える都道府県等があるなど、不適正な状況が見受けられる。

都道府県におかれては、平成12月3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部通知「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の運営の適正な運営を図るように徹底されたい。

5 精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進については、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施している。

精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院において、不当な身体拘束や開放処遇の制限などの指導が徹底されていない事例が未だに見られるとともに、係る不当な身体拘束等の重要事項について指導が徹底されていない事例がある。また、不適切な定期病状報告の事例も認められている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、精神病院に対する実地指導後の措置として、平成11年の精神保健福祉法改正により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命ずることができ、これらの命令に従わない場合には入院医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされたことにより、都道府県知事等の権限が強化されており、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、管下医療機関に対し実地指導を実施する際には、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、社会・援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導強化を図るようお願いしたい。

6 心の健康づくり対策について

(1) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

いわゆるひきこもりや家庭内暴力など児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分とはいえない状況である。このため、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施し、関係機関等の相談体制の充実強化を図っているところである。

については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について、配慮いただきたい。

別途配布している研修修了者の名簿（行政機関用）についても、関係機関との連携強化に活用されたい。なお、本名簿の記載内容には個人情報が含まれているので、その取り扱いには特段の配慮をお願いしたい。

また、平成13年度から平成15年度まで、精神保健福祉センター、児童相談所、教育機関、警察等の関係機関が連携をとりつつ、専門家チーム等を編成し、発見・相談から指導・解決まで総合的な対応を行う思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を実施してきたところであるが、本モデル事業終了後に、事例集を作成し、各地域に配布することとしているので、これを思春期精神保健対策の推進に活用していただきたい。

(2) PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策の推進について

大規模な災害や犯罪等により被害を受けた者に対する心のケアの充実強化を図るため、平成13年度から、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施している。については、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

(3) うつ病・自殺予防対策の推進について

厚生労働省の患者調査によると、うつ病を含む気分障害の総患者数（医療機関を受診した者）は、平成11年度では44万人であったのに対し、平成15年度には1.6倍の71万人となり、他疾患も含めこれまでにない患者数の急増を認めている。また、うつ病と関連の深い自殺による死亡者は、平成10年に3万人を超え、その後も横ばい状態にある。平成14年の「自殺防止対策有識者懇談会」最終報告においても、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策として、うつ対策の必要性が指摘されているところである。

このような状況を踏まえ、うつ病について地域の関係者が適切なサポートを実施することが可能となるための効果的な方策を検討し、もって国民の心の健康の保持・増進を図ることを目的として平成15年8月より「地域におけるうつ対策検討会」を開催してきたところである。平成16年2月には、本検討会で取りまとめた都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推進方策マニュアル」及び保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」を、業務参考資料として配布したので、地域精神保健医療活動の更なる充実を図るため活用されたい。

（厚生労働省ホームページに検討会報告書全文を掲載している。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html>)

また、地域における身近な支援体制の強化を図ることが、うつ病・自殺予防対策として有効であることから、平成16年度には、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修会を国立保健医療科学院において実施することとしているので、関係機関に所属する保健師・精神保健福祉士等の当研修会への参加について配慮いただきたい。

この他、「いのちの電話」を中心に、関係機関等による自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るとともに、12月1日を「いのちの日」として位置づけ、その後1週間、「いのちの電話」によるフリーダイヤル電話相談を実施することとしている。また、労働者の自殺防止対策に関しては、普及啓発を行うほか、独立行政法人労働者健康福祉機構に「メンタルヘルス相談窓口」を設置するなど相談体制の強化を図ることとしている。

さらに、厚生労働科学研究などにおいて、自殺事例の実態を調査し、自殺に至った経緯を多角的に分析し、原因を明らかにするとともに、予防対策や向精神薬開発のための研究などが実施されているところであり、引き続き、これらの調査研究を推進することとしている。

7 その他

(1) 精神保健指定医新規申請書類について

精神保健指定医の指定申請書類については、各都道府県・指定都市を經由して、地方厚生局において受理しているところであるが、日付等記載事項に整合性がとれていないものなどが多く、申請書類の審査に相当の時間を要している状況である。

今後は、申請から指定の適否の判定までを迅速に行うためにも、精神保健指定医研修会の場合において、申請者に対する申請書類記載事項の確認の徹底を指導するとともに、地方厚生局及び厚生労働本省における審査事務処理期間の短縮を図ることとしている。

については、各都道府県、指定都市においても、別紙「精神保健指定医新規申請書類の内容確認について」を参照の上、申請時における申請書類の内容確認を行い、不備等が認められた場合には申請者に確認するなどの特段の配慮をお願いしたい。

精神保健指定医新規申請書類の内容確認について

(関係通知 「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の適用上の留意点について」昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知)

1. 申請書類は以下のとおり。

- ①申請書(通知 様式1)
- ②履歴書
- ③医師免許証(写)
- ④5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑤3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑥精神保健福祉法第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(いわゆるケースレポート)を症例毎に4通(3通以上は原本)(通知 様式3)

※ ケースレポートは以下の8症例が提出される

- | | | |
|---------|--------------|---------------------|
| ・第1～3症例 | 精神分裂病圏 | 3例(措置入院1例以上、医療保護入院) |
| ・第4症例 | 躁うつ病圏 | 1例(措置入院又は医療保護入院) |
| ・第5症例 | 中毒性精神障害 | 1例(措置入院又は医療保護入院) |
| ・第6症例 | 児童思春期精神障害 | 1例(措置入院又は医療保護入院) |
| ・第7症例 | 症状性又は器質性精神障害 | 1例(措置入院又は医療保護入院) |
| ・第8症例 | 老年期痴呆 | 1例(措置入院又は医療保護入院) |

⑦法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面

⑧写真(縦50mm×横40mm、申請6ヶ月以内、上半身脱帽、裏面に撮影年月日及び氏名を記載)

⑨⑦が交付された後に氏名が変更された場合には、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

前回保留者(前回開催の審議会で、1症例が不相当とされたため、再度、新たな症例若しくはケースレポートを直すこととなった者)のケースレポートの再提出については、対象のケースレポート4通のみの提出となる。

2. ケースレポート以外の申請書類の確認事項。

- ①記載漏れがないか。
- ②申請日は研修受講日から1年以内となっているか。
- ③氏名が記名押印又は署名となっているか。
- ④医籍登録年月日及び番号は医師免許証(写)と同一となっているか。
- ⑤精神障害の診断治療に従事した期間は3年以上あるか、また、その他の診断治療に従事した期間を含めて5年以上あるか。
- ⑥その他の注意事項
 - ・実務経験の始期は医籍登録日以降であるか。
 - ・実務経験証明書は所属機関の管理者(大学院生又は文部科学教官の場合は学長又は学部長)の証明であるか。
 - ・精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関での実務経験(デイケアを含む)であるか。
 - ・精神科実務経験の期間については週4日以上、1日概ね8時間以上(週32時間以上)であるか。
 - ・実務経験期間については、あくまで実務経験証明書に記載されている期間であるか。
 - ・その他、精神科実務経験の算定については、昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知に基づくものであるか。

3. ケースレポート(通知 様式3)の確認事項。

ケースレポートの表紙部分について確認

- ①記載漏れがないか。
- ②第1症例は措置入院例か。
- ③入院期間と担当期間に整合性があるか。(日付のずれ等がないか)
- ④担当期間と指導期間に整合性があるか。(指導を受けていない期間がないか)
- ⑤指導を行った指導医の自筆署名はあるか。

参 考 资 料

(参考資料)	頁
1 平成16年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要	24
2 精神病院関係資料	
(1) 都道府県別精神病院数、病床数及び在院患者数等の状況	28
(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移	29
(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数	30
(4) 都道府県別病棟形態別精神病床数及び病床数	31
(5) 都道府県別入院形態別在院患者数	32
(6) 都道府県別入院期間別入院患者数	33
(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移	38
(8) 都道府県別疾患名別在院患者数	39
(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)	40
(10) 精神病院の平均在院日数	41
(11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況	42
(12) 精神医療審査会の審査状況	43
3 精神科救急医療システム整備事業実施状況	44
4 平成14年度精神保健福祉センター事業実績	
(1) 一般事業実績	54
(2) 特定相談事業(思春期)実績	55
(3) 特定相談事業(アルコール)実績	56
(4) 心の健康づくり推進事業実績	57
(5) 社会復帰促進事業実績	58
5 精神障害者保健福祉手帳関係	
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	59
(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	60
6 精神障害者社会復帰施設設置箇所数	62
7 平成14年度更生・育成医療の実施状況	63
8 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	64

1. 平成16年度精神保健福祉施策関係予算（案）の概要

15' 予算	16' 予算案
〈84, 177〉	〈89, 400〉
95, 778百万円	→ 99, 332百万円

注1：〈 〉は、精神保健福祉課計上概算要求分の再掲
 注2：メニュー事業移行分は除く

在宅福祉サービス及び精神障害者社会復帰施設の充実、よりよい精神医療の確保を図るための精神科救急医療体制の推進、こころの健康づくり対策の推進を図るとともに、条件が整えば退院が可能な精神障害者の社会復帰を促進するための事業を実施すること等により、精神保健医療福祉対策の充実向上を図る。

また、心神喪失者等医療観察法の円滑な施行に向け、入院医療機関の整備、精神保健判定医の養成等を行う。

〈2, 678〉	〈3, 013〉
2, 678百万円	→ 3, 013百万円
2,660百万円	→ 2,995百万円

1. 在宅福祉サービスの充実等

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実

- ・精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） 720百万円 → 883百万円
 日常生活を営むのに支障がある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上を支援する事業。
- ・精神障害者短期入所事業（ショートステイ） 141百万円 → 144百万円
 精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難な場合に、精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供する事業。
- ・精神障害者地域生活援助事業（グループホーム） 1,799百万円 → 1,969百万円
 地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、食事の提供・服薬指導等の生活援助を行う事業。

- (2) 精神障害者訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業の実施 18百万円 → 18百万円
 精神障害者居宅介護等事業を実施するのに必要なホームヘルパーの養成を行う研修事業。

〈17, 902〉	〈18, 940〉
-----------	-----------

2. 精神障害者社会復帰施設の充実

17, 902百万円	→ 18, 940百万円
------------	--------------

(1) 精神障害者生活訓練施設（援護寮）

6,286百万円	→ 6,360百万円
----------	------------

独立して日常生活を営むことが困難な精神障害者に生活の場を提供し、生活指導を行う施設。
 (272カ所→287カ所)

(2) 精神障害者福祉ホーム

779百万円	→ 993百万円
--------	----------

一定の自活能力があるが、住宅の確保が困難な精神障害者に生活の場を提供し、生活指導を行う施設。
 (209カ所→231カ所)

(3) 精神障害者（入所・通所）授産施設

5,147百万円	→ 5,298百万円
----------	------------

相当程度の作業能力を有するが、雇用されることが困難な精神障害者に訓練・指導を行う施設。
 (284カ所→308カ所)

(4) 精神障害者小規模通所授産施設 1,172百万円 → 1,328百万円
小規模作業所から小規模通所授産施設への移行を促進し、運営の安定化を図る。
(213カ所→293カ所)

(5) 精神障害者福祉工場 408百万円 → 338百万円
通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、社会生活への適応のために
必要な指導を行う施設。

(6) 精神障害者地域生活支援センター 4,110百万円 → 4,623百万円
精神障害者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障害者福祉サービスの利用
の助言、関係施設との連絡調整を行う施設。
(397カ所→415カ所)

3. より良い精神医療等の確保 <62,179> <66,130>
62,179百万円 → 66,130百万円

(1) 精神医療費の公費負担 49,995百万円 → 53,267百万円
措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担。

(2) 精神科救急医療システム整備事業 2,142百万円 → 1,785百万円
精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、都道府県・指定都
市の実情に応じて、移送体制の整備、輪番制等による緊急時における保護・治療を行う救急医
療のシステム体制の整備等を推進。また、在宅の精神障害者の症状悪化に対し、身近な地域に
おいて早期に適切な医療を提供できる体制を確保するため、休日・夜間対応の精神科初期救急
医療輪番システムを整備する事業。

(3) 更生医療・育成医療の給付 10,042百万円 → 11,078百万円
身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な
医療費の給付。

4. 地域精神保健福祉施策の推進 <1,217> <1,134>
2,028百万円 → 1,946百万円

(1) 社会的入院解消のための退院促進支援事業 44百万円 → 63百万円
精神病院に入院している精神障害者のうち、地域における受け入れ条件が整えば退院が可能
な者に対し、活動の場を与え、退院訓練を行うことにより、精神障害者の自立を促進し、社会
的入院の解消に資する事業。

(2) こころの健康づくり対策の推進 48百万円 → 42百万円
ア 精神障害の正しい理解のための普及・啓発事業(新規) 0百万円 → 8百万円
精神障害に対する正しい理解の促進を図るため、指針・行動計画の策定により具体的な
目標の設定と活動モデルの提示及び当事者の積極的な登用などの方法による普及・啓発を
行う事業。

イ 思春期精神保健対策事業 32百万円 → 17百万円
思春期児童の相談体制の充実等を図るため、医師、PSW等を対象とした専門家の養成
研修等を行う事業。

ウ PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策事業 16百万円 → 16百万円
災害被災者等に対する心のケアの充実を図るため、PTSD専門家の養成研修等を行う
事業。

(3) 自殺予防対策の推進 642百万円 → 640百万円
近年、社会問題化している自殺の増加を踏まえ、職場、地域における自殺の実態、原因、予防対策等について調査研究・検討を進めるとともに、自殺予防のための相談・啓発活動を強化。
・地域精神保健指導者（こころの健康問題）の研修（新規） 0百万円 → 4百万円
地域の精神保健従事者の役割の重要性を再認識させ、適切な対応のための知識や対応技術及び地域における自殺予防対策推進方策等を習得させるための指導者研修を行う事業。

(4) 精神保健福祉センター特定相談等事業費（運営費） 132百万円 → 133百万円
地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。

(5) 精神障害者社会復帰促進事業等 896百万円 → 805百万円
精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、小規模作業所への助成、社会復帰施設職員等に対する研修を行う事業。

(6) 精神障害者手帳交付事業
精神障害者に対して、各種の援助措置等を受けやすくし、社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする精神障害者保健福祉手帳を交付する事業。
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）

(7) 高次脳機能障害支援モデル事業 80百万円 → 80百万円
これまで実施した本モデル事業で得られた成果を踏まえ、引き続き地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、地域の関係機関の連携の下に各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立する事業。

(8) 精神障害者ピアカウンセリング事業
自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー）が精神障害者からの相談に応じ必要な助言等を行うことにより、社会復帰の促進、活動の場の拡充を図る事業。
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）

5. 心神喪失者等医療観察法の円滑な施行 < 155 > < 143 >
3,677百万円 → 2,649百万円
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の円滑な施行に向け、必要な人材の養成を行うとともに、入院医療機関の整備等に必要な経費を確保。

(1) 精神保健判定医等必要な人材の養成研修の実施 132百万円 → 122百万円
精神保健判定医、精神保健参与員、指定入院医療機関従事者等に対して、司法精神医学等の必要な研修を行う事業。

(2) 精神科急性期医療等専門家養成研修事業 41百万円 → 40百万円
国立医療機関等の精神科医等を海外の司法精神医療施設に派遣し、急性期医療や司法精神医学等の研修を行い、専門医等の養成を行う事業。

(3) 指定入院医療機関の整備 3,492百万円 → 2,475百万円
指定入院医療機関として指定する国立（特定独立行政法人含む。）、都道府県立医療機関を整備。

(4) 法施行に必要な経費 13百万円 → 12百万円
法制度の普及啓発を行うとともに、関係機関における実務指導書の作成及び施行指導を行う。

6. 雇用対策との連携 < 0 > < 0 >
1, 215百万円 → 1, 445百万円

(1) 「施設外授産の活用による就職促進事業」の実施

障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が可能な者及び一般就労を希望する者について、施設外授産終了後、企業等への就業を促進。

・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業 567百万円 → 817百万円

障害者に対する就労面及び生活面での支援を一体的に行う施設。

7. 研究の推進 < 0 > < 0 >
5, 299百万円 → 5, 169百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

2. 精神病院関係資料について

(1) 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成14年6月30日現在)

	人口 千人 (12.10.1)	精神 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院 患者数 A	人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病床 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
北海道	3,857	88	14,283	37.0	13,057	33.9	65	0.17	91.4	0.5
青森	1,474	25	4,695	31.9	3,884	26.4	16	0.11	82.7	0.4
岩手	1,413	22	4,890	34.6	4,558	32.3	57	0.40	93.2	1.3
宮城	1,363	20	3,594	26.4	3,411	25.0	13	0.10	94.9	0.4
秋田	1,184	27	4,507	38.1	4,267	36.0	18	0.15	94.7	0.4
山形	1,241	18	3,415	27.5	3,291	26.5	25	0.20	96.4	0.8
福島	2,125	37	8,195	38.6	7,398	34.8	56	0.26	90.3	0.8
茨城	2,992	37	7,825	26.2	7,148	23.9	71	0.24	91.3	1.0
栃木	2,010	28	5,501	27.4	4,920	24.5	74	0.37	89.4	1.5
群馬	2,031	20	5,429	26.7	5,081	25.0	31	0.15	93.6	0.6
埼玉	6,978	58	12,744	18.3	12,094	17.3	185	0.27	94.9	1.5
千葉	5,081	47	11,676	23.0	10,924	21.5	37	0.07	93.6	0.3
東京都	12,138	118	25,775	21.2	23,235	19.1	260	0.21	90.1	1.1
神奈川	3,893	34	7,217	18.5	6,671	17.1	49	0.13	92.4	0.7
新潟	2,473	31	7,292	29.5	6,971	28.2	23	0.09	95.6	0.3
富山	1,121	31	3,649	32.6	3,475	31.0	41	0.37	95.2	1.2
石川	1,182	21	3,952	33.4	3,791	32.1	14	0.12	95.9	0.4
福井	830	16	2,409	29.0	2,236	26.9	14	0.17	92.8	0.6
山梨	890	11	2,607	29.3	2,362	26.5	11	0.12	90.6	0.5
長野	2,223	33	5,555	25.0	5,049	22.7	65	0.29	90.9	1.3
岐阜	2,111	20	4,391	20.8	4,138	19.6	50	0.24	94.2	1.2
静岡	3,781	38	7,207	19.1	6,494	17.2	46	0.12	90.1	0.7
愛知	4,915	39	9,074	18.5	8,509	17.3	72	0.15	93.8	0.8
三重	1,861	19	5,148	27.7	4,884	26.2	28	0.15	94.9	0.6
滋賀	1,353	12	2,402	17.8	2,196	16.2	54	0.40	91.4	2.5
京都	1,178	10	2,820	23.9	2,485	21.1	10	0.08	88.1	0.4
大阪	6,219	56	20,033	32.2	18,507	29.8	77	0.12	92.4	0.4
兵庫	4,078	29	8,227	20.2	7,966	19.5	49	0.12	96.8	0.6
奈良	1,442	10	2,979	20.7	2,588	17.9	16	0.11	86.9	0.6
和歌山	1,066	13	2,625	24.6	2,456	23.0	23	0.22	93.6	0.9
鳥取	613	10	1,827	29.8	1,716	28.0	21	0.34	93.9	1.2
島根	761	18	2,659	34.9	2,521	33.1	17	0.22	94.8	0.7
岡山	1,953	27	6,109	31.3	5,497	28.1	32	0.16	90.0	0.6
広島	1,753	29	6,561	37.4	6,271	35.8	64	0.37	95.6	1.0
山口	1,524	33	6,299	41.3	6,067	39.8	34	0.22	96.3	0.6
徳島	822	21	4,340	52.8	4,036	49.1	36	0.44	93.0	0.9
香川	1,022	21	4,102	40.1	3,796	37.1	4	0.04	92.5	0.1
愛媛	1,491	23	5,088	34.1	4,594	30.8	69	0.46	90.3	1.5
高知	813	25	4,057	49.9	3,522	43.3	11	0.14	86.8	0.3
福岡	2,590	63	13,682	52.8	13,043	50.4	162	0.63	95.3	1.2
佐賀	876	19	4,495	51.3	4,216	48.1	54	0.62	93.8	1.3
長崎	1,513	39	8,356	55.2	7,816	51.7	51	0.34	93.5	0.7
熊本	1,860	46	9,037	48.6	8,582	46.1	72	0.39	95.0	0.8
大分	1,221	28	5,419	44.4	5,259	43.1	50	0.41	97.0	1.0
宮崎	1,169	26	6,257	53.5	5,808	49.7	6	0.05	92.8	0.1
鹿児島	1,783	51	10,111	56.7	9,668	54.2	112	0.63	95.6	1.2
沖縄	1,329	24	5,630	42.4	5,397	40.6	54	0.41	95.9	1.0
札幌	1,822	39	7,395	40.6	7,018	38.5	46	0.25	94.9	0.7
仙台	1,008	13	1,977	19.6	1,650	16.4	1	0.01	83.5	0.1
千叶	887	9	1,688	19.0	1,430	16.1	23	0.26	84.7	1.6
横浜	3,427	25	5,461	15.9	4,950	14.4	50	0.15	90.6	1.0
川崎	1,250	8	1,601	12.8	1,362	10.9	13	0.10	85.1	1.0
名古屋	2,172	16	4,920	22.7	4,469	20.6	74	0.34	90.8	1.7
京都	1,468	13	3,967	27.0	3,598	24.5	8	0.05	90.7	0.2
大阪	2,599	5	277	1.1	197	0.8	0	0.00	71.1	0.0
神戸	1,493	13	3,753	25.1	3,474	23.3	15	0.10	92.6	0.4
広島	1,126	16	3,121	27.7	2,874	25.5	65	0.58	92.1	2.3
北九州	1,101	19	4,221	38.3	3,864	35.1	45	0.41	91.5	1.2
福岡	1,341	23	4,095	30.5	3,925	29.3	28	0.21	95.8	0.7
合計	127,290	1,670	356,621	28.0	330,666	26.0	2,767	0.22	92.7	0.8
対前年計	126,926	1,669	357,388	28.1	332,759	26.1	3,083	0.24	93.1	0.9

資料: 1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は病院報告

2 措置入院者数は精神保健福祉課調

3 人口は人口推計による(総務庁統計局)

(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		立										その他	
	病院数	病床数	国		都道府県		市町村		公的医療機関		計		(法人・個人)	
			病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871

資料：病院報告

(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

(平成14年6月30日現在)

都道府県	国		都道府県		市町村		公的医療機関		その他				計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
1 北海道	2	283	4	572	15	1,737	9	800	49	9,916	9	975	88	14,283
2 青森	1	41	1	350	5	483	1	111	17	3,710	0	0	25	4,695
3 岩手	1	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4 宮城	0	0	1	354	0	0	0	0	14	2,749	5	491	20	3,594
5 秋田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,641	0	0	27	4,507
6 山形	1	40	3	430	1	76	0	0	12	2,754	1	115	18	3,415
7 福島	0	0	3	445	1	140	4	466	28	6,994	1	150	37	8,195
8 茨城	2	81	1	589	0	0	0	0	31	6,755	3	400	37	7,825
9 栃木	0	0	1	255	0	0	4	426	22	4,699	1	121	28	5,501
10 群馬	1	40	1	372	1	223	0	0	17	4,794	0	0	20	5,429
11 埼玉	1	26	1	120	0	0	2	476	49	11,293	5	829	58	12,744
12 千葉	1	350	0	0	2	400	1	50	42	10,792	1	84	47	11,676
13 東京	9	1,076	13	2,043	1	52	0	0	83	20,393	12	2,211	118	25,775
14 神奈川	2	303	0	0	0	0	0	0	30	6,681	2	233	34	7,217
15 新潟	2	314	3	580	0	0	3	382	22	5,916	1	100	31	7,292
16 富山	2	233	1	80	4	303	2	103	17	2,315	5	615	31	3,649
17 石川	2	94	1	400	3	193	0	0	14	3,002	1	263	21	3,952
18 福井	1	41	2	446	1	100	1	4	11	1,818	0	0	16	2,409
19 山梨	1	40	1	300	0	0	0	0	9	2,267	0	0	11	2,607
20 長野	2	320	2	356	0	0	6	635	22	3,601	1	643	33	5,555
21 岐阜	2	51	1	120	2	112	1	54	13	3,927	1	127	20	4,391
22 静岡	1	37	1	350	3	140	0	0	32	6,509	1	171	38	7,207
23 愛知	0	0	2	230	2	262	1	100	29	6,999	5	1,483	39	9,074
24 三重	2	300	3	604	1	50	1	350	9	2,830	3	1,014	19	5,148
25 滋賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	2,050	0	0	12	2,402
26 京都	2	201	1	317	0	0	0	0	6	2,143	1	159	10	2,820
27 大阪	2	100	1	842	0	0	1	37	48	18,007	4	1,047	56	20,033
28 兵庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,452	2	606	29	8,227
29 奈良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30 和歌山	0	0	2	340	3	512	0	0	7	1,653	1	120	13	2,625
31 鳥取	2	342	0	0	1	108	0	0	6	1,277	1	100	10	1,827
32 島根	1	40	3	393	2	100	2	110	10	2,016	0	0	18	2,659
33 岡山	1	64	1	240	0	0	0	0	23	5,695	2	110	27	6,109
34 広島	2	400	0	0	3	471	1	120	21	5,050	2	520	29	6,561
35 山口	2	103	1	200	0	0	0	0	28	5,694	2	302	33	6,299
36 徳島	1	45	1	100	1	112	1	20	17	4,063	0	0	21	4,340
37 香川	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,267	0	0	21	4,102
38 愛媛	1	40	1	50	1	165	0	0	20	4,833	0	0	23	5,088
39 高知	1	35	1	193	1	50	0	0	21	3,629	1	150	25	4,057
40 福岡	1	30	2	350	0	0	0	0	57	12,253	3	1,049	63	13,682
41 佐賀	2	599	0	0	0	0	0	0	14	3,264	3	632	19	4,495
42 長崎	2	90	3	416	1	70	0	0	30	7,155	3	625	39	8,356
43 熊本	3	260	1	190	0	0	0	0	42	8,587	0	0	46	9,037
44 大分	2	70	0	0	0	0	1	200	24	5,047	1	102	28	5,419
45 宮崎	1	40	2	402	0	0	0	0	23	5,815	0	0	26	6,257
46 鹿児島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,584	2	142	51	10,111
47 沖縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48 札幌	4	141	1	50	1	254	0	0	33	6,950	0	0	39	7,395
49 仙台	3	137	0	0	1	16	0	0	8	1,704	1	120	13	1,977
50 千葉	3	722	1	50	1	40	0	0	4	876	0	0	9	1,688
51 横浜	1	52	3	617	2	80	0	0	15	3,660	4	1,052	25	5,461
52 川崎	0	0	0	0	1	38	0	0	6	1,452	1	111	8	1,601
53 名古屋	4	323	1	392	1	36	0	0	9	3,817	1	352	16	4,920
54 京都	1	80	1	118	0	0	0	0	11	3,769	0	0	13	3,967
55 大阪	0	0	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	5	277
56 神戸	1	46	1	495	0	0	0	0	9	2,809	2	403	13	3,753
57 広島	1	20	1	50	1	43	0	0	11	2,792	2	216	16	3,121
58 北九州	2	112	0	0	0	0	0	0	17	4,109	0	0	19	4,221
59 福岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6	1,275	23	4,095
合計	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	1,259	298,446	104	19,425	1,670	356,621

資料: 病院報告

(4) 都道府県別病棟形態別精神病棟数及び病床数

(平成14年6月30日現在)

都道府県・市町村	精神 病床	指定 病床	急性期		老人性痴呆疾患				精神障害				老人精神				アルコール		薬物		アルコール 薬物 混合		児童思春期		合併症		
			A		B		治療		療養		A		B		病棟数		病床数		病棟数		病床数		病棟数		病床数		
			病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	
北海道	14,283	459	1	60	3	150	5	261	10	499	34	1,884	1	50	15	931	4	184	1	70	0	0	0	0	1	47	
青森	4,895	110	2	137	0	0	1	60	5	259	9	567	0	0	1	50	2	116	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	4,890	175	0	0	0	0	0	0	1	50	1	60	0	0	2	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	3,594	115	1	57	0	0	2	105	2	108	9	499	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
秋田	4,520	102	1	38	0	0	2	100	3	150	8	448	1	60	4	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	3,423	85	2	120	0	0	0	0	5	285	13	744	0	0	3	166	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44	
福島	8,083	241	8	540	1	50	6	311	5	266	18	999	0	0	5	301	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	7,825	225	0	0	4	209	2	100	6	274	27	1,489	8	427	4	228	0	0	0	0	0	0	0	0	3	104	
栃木	5,501	280	2	81	2	87	1	50	2	110	39	2,045	8	315	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
群馬	4,988	285	2	105	0	0	0	0	2	80	17	980	0	0	1	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	12,764	660	4	201	0	0	9	482	21	1,124	20	1,072	17	892	4	174	1	40	0	0	0	0	0	0	1	30	
埼玉	11,634	222	3	178	1	50	5	205	8	379	67	3,297	0	0	10	575	2	115	0	0	0	0	1	50	1	44	
東京	25,775	255	6	320	1	33	5	250	17	932	46	2,573	6	365	23	1,269	11	520	0	0	0	0	8	264	13	533	
神奈川	7,217	523	4	248	0	0	5	247	16	831	27	1,466	0	0	5	226	4	202	0	1	75	0	0	0	0	0	
新潟	7,242	370	4	133	0	0	9	499	12	601	25	1,461	1	58	6	341	2	100	0	0	0	1	40	0	0	0	
富山	3,623	276	2	104	2	136	6	282	4	203	8	455	0	0	4	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	3,952	80	2	74	0	0	4	184	6	328	21	1,090	1	48	5	193	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	2,409	205	2	120	0	0	3	136	2	98	10	393	0	0	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	2,580	163	0	0	0	0	2	98	1	60	9	485	0	0	2	104	1	32	0	0	0	0	0	0	1	52	
長野	5,481	350	1	40	1	55	3	140	1	50	21	1,169	1	55	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	4,391	160	0	0	0	0	0	0	4	216	13	759	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	7,147	520	6	360	3	157	1	50	8	457	27	1,446	2	114	3	121	3	247	0	0	0	0	0	0	1	4	
愛知	9,068	330	2	102	0	0	1	50	2	120	22	1,206	1	63	7	382	3	151	0	0	0	0	0	0	1	20	
三重	5,148	290	2	88	0	0	3	140	1	50	11	615	2	106	1	50	2	99	0	0	0	2	104	0	0	0	
滋賀	2,345	204	0	0	0	0	1	50	1	60	10	588	0	0	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	1	57	
京都	2,774	40	2	111	1	40	2	103	1	53	5	288	0	0	10	549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	19,987	325	17	869	6	411	7	376	21	1,161	68	3,748	2	120	17	929	7	460	0	0	0	2	92	0	0	0	
兵庫	8,067	334	1	52	0	0	6	305	10	505	34	1,880	1	42	11	542	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	2,985	90	1	48	5	248	2	97	4	200	15	822	0	0	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	2,617	160	0	0	0	0	0	0	0	0	7	399	8	475	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	1,840	33	2	96	0	0	3	154	1	48	9	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	2,659	60	0	0	0	0	4	209	2	110	12	671	0	0	3	185	0	0	0	0	0	0	1	32	1	54	
岡山	6,062	180	2	64	0	0	5	282	12	644	27	1,431	8	174	6	344	1	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	6,526	263	1	60	4	212	9	455	6	301	29	1,680	1	48	7	366	8	331	0	0	0	0	0	0	3	124	
山口	6,299	256	2	88	4	231	4	198	8	433	28	1,460	2	100	14	706	2	127	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	4,340	170	0	0	0	0	2	95	3	168	13	684	0	0	2	50	1	83	0	0	0	0	0	0	2	34	
香川	4,102	110	0	0	0	0	2	95	4	170	17	938	0	0	2	101	1	20	0	0	1	36	0	0	0	0	
愛媛	5,088	350	2	100	0	0	3	158	5	252	14	730	1	40	3	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	4,021	100	2	99	0	0	0	0	3	152	20	1,115	0	0	1	99	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	13,616	552	9	436	0	0	14	760	6	310	56	3,138	0	0	15	832	2	128	1	72	5	234	0	0	2	79	
佐賀	4,487	474	1	50	0	0	4	214	3	180	14	751	2	120	6	325	1	50	1	56	0	0	0	0	3	162	
長崎	8,356	250	3	195	0	0	3	106	3	191	37	2,093	3	153	1	89	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	
熊本	8,912	355	4	166	1	54	3	253	12	620	36	2,007	0	0	6	305	0	0	1	86	0	0	0	0	0	0	0
大分	5,415	330	1	54	0	0	6	310	9	508	18	1,002	1	81	1	50	3	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	6,257	170	1	45	0	0	4	185	3	170	37	2,010	1	60	6	358	1	126	0	1	97	0	0	0	0	0	0
鹿児島	9,998	666	2	99	0	0	5	254	16	811	24	1,343	1	60	5	203	2	133	0	0	0	0	0	0	7	34	
沖縄	5,630	152	5	231	0	0	9	460	4	214	30	1,737	0	0	5	284	1	50	0	0	0	0	0	0	2	4	
札幌市	7,354	375	2	95	1	58	5	276	9	488	44	2,577	0	0	3	163	1	52	0	0	0	1	28	0	0	0	0
仙台市	1,985	90	1	50	0	0	2	86	3	150	17	1,020	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	1,590	32	4	150	0	0	0	0	0	0	3	180	0	0	1	50	0	1	40	0	0	1	40	1	50	0	0
横浜市	5,408	395	2	102	0	0	4	182	5	248	11	537	0	0	3	132	3	80	0	0	0	2	40	0	0	0	0
川崎市	1,601	127	0	0	0	0	1	52	2	111	3	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	4,920	170	2	113	0	0	0	0	0	0	18	958	0	0	3	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	3,881	60	1	50	0	0	1	60	2	120	2	108	4	252	13	880	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	277	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0
神戸市	3,753	140	1	60	3	160	1	50	1	50	7	412	0	0	1	55	3	173	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	3,107	183	1	60	0	0	3	150	4	185	11	575	2	119	1	58	1	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	4,203	218	4	144	0	0	8	390	3	155	17	928	0	0	4	220	1	32	0	0	0	0	0	1	44	0	0
福岡市	4,086	183	2	78	0	0	2	120	1	24	22	1,209	0	0	1	80	1	63	1	40	0	0	0	0	0	0	0
合計	356,184	15,242	118	5,957	27	1,353	189	9,392	267	13,950	1,000	55,144	257	14,708	275	14,077	86	4,299	4	298	15	886	21	697	55	1,732	

(5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成14年6月30日現在)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	65	2,689	10,131	179	13,064
2 青森	16	1,016	3,143	0	4,175
3 岩手	57	837	3,664	0	4,558
4 宮城	13	908	2,489	1	3,411
5 秋田	18	1,529	2,720	0	4,267
6 山形	25	1,168	2,097	1	3,291
7 福島	56	2,329	4,978	32	7,395
8 茨城	71	2,058	5,017	2	7,148
9 栃木	74	1,882	2,611	4	4,571
10 群馬	31	1,923	2,707	0	4,661
11 埼玉	185	5,017	6,550	332	12,084
12 千葉	37	4,279	6,619	1	10,936
13 東京都	260	7,293	15,386	271	23,210
14 神奈川県	49	3,272	3,341	1	6,663
15 新潟	23	3,858	3,031	12	6,924
16 富山	41	1,743	1,689	0	3,473
17 石川	14	1,598	2,180	0	3,792
18 福井	14	671	1,551	0	2,236
19 山梨	11	852	1,498	0	2,361
20 長野	65	1,142	3,786	3	4,996
21 岐阜	50	1,370	2,723	0	4,143
22 静岡県	46	2,176	4,277	0	6,499
23 愛知県	72	2,576	5,664	199	8,511
24 三重	28	1,447	3,407	2	4,884
25 滋賀	54	814	1,328	0	2,196
26 京都	10	693	1,739	0	2,442
27 大阪府	77	6,867	11,113	446	18,503
28 兵庫	49	2,517	5,194	207	7,967
29 奈良	16	1,583	987	1	2,587
30 和歌山	23	971	1,462	0	2,456
31 鳥取	21	595	1,110	1	1,727
32 島根	17	1,082	1,375	42	2,516
33 岡山	32	1,778	3,513	130	5,453
34 広島	64	2,235	3,975	0	6,274
35 山口	34	2,896	3,128	9	6,067
36 徳島	36	1,042	2,959	1	4,038
37 香川	4	623	3,167	0	3,794
38 愛媛	69	1,860	2,665	0	4,594
39 高知	11	1,111	2,348	52	3,522
40 福岡	162	3,900	8,726	289	13,077
41 佐賀	54	1,244	2,874	44	4,216
42 長崎	51	1,781	5,955	28	7,815
43 熊本	72	3,336	5,174	1	8,583
44 大分	50	1,767	3,443	0	5,260
45 宮崎	6	1,145	4,657	0	5,808
46 鹿児島	112	3,267	6,289	0	9,668
47 沖縄	54	1,401	3,947	1	5,403
48 札幌	46	2,618	4,056	298	7,018
49 仙台	1	631	1,009	3	1,644
50 千葉	23	771	635	1	1,430
51 横浜	50	2,712	2,192	0	4,954
52 川崎	13	464	884	0	1,361
53 名古屋	74	1,724	2,673	1	4,472
54 京都	8	1,132	2,458	0	3,598
55 大阪	0	18	179	1	198
56 神戸	15	1,377	2,083	1	3,476
57 広島	65	1,016	1,800	0	2,881
58 北九州	45	951	2,877	1	3,874
59 福岡	28	1,106	2,782	9	3,925
合計	2,767	112,661	212,015	2,607	330,050

資料：精神保健福祉課調

(6) 都道府県別入院期間別入院患者数①

	措置入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未満	～6ヶ月未満	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	3	7	3	3	15	3	6	25	65
青森	3	1	0	0	9	1	0	2	16
岩手	6	2	5	4	13	4	17	6	57
宮城	2	1	2	2	2	0	2	2	13
秋田	1	2	2	2	5	0	2	4	18
山形	4	7	1	0	8	3	0	2	25
福島	6	5	7	6	10	3	7	12	56
茨城	9	23	6	4	15	4	5	5	71
栃木	20	13	6	7	18	2	3	5	74
群馬	2	1	2	2	3	3	6	12	31
埼玉	18	37	13	12	39	15	10	41	185
千葉	9	8	0	6	7	6	1	0	37
東京	109	79	17	17	22	10	5	1	260
神奈川	20	13	4	3	6	2	1	0	49
新潟	3	3	3	3	2	3	1	5	23
富山	2	3	5	4	10	4	7	6	41
石川	4	1	0	0	3	5	0	1	14
福井	2	1	0	1	1	0	0	9	14
山梨	3	0	1	1	0	2	0	4	11
長野	4	10	9	7	21	5	4	5	65
岐阜	1	1	1	2	4	5	7	29	50
静岡	10	3	2	5	13	2	4	7	46
愛知	2	5	12	10	25	10	4	4	72
三重	3	3	3	1	2	2	5	9	28
滋賀	6	7	2	2	13	2	4	18	54
京都	5	1	0	3	0	1	0	0	10
大阪	21	19	10	9	14	1	3	0	77
兵庫	3	2	3	0	5	11	10	15	49
奈良	2	2	3	1	4	3	1	0	16
和歌山	3	1	1	2	3	0	1	12	23
鳥取	1	4	2	1	7	5	0	1	21
島根	4	3	3	1	2	1	2	1	17
岡山	6	4	3	7	2	2	1	7	32
広島	10	13	8	7	10	6	4	6	64
山口	6	4	1	3	5	2	0	13	34
徳島	0	1	0	2	10	7	3	13	36
香川	1	1	0	0	2	0	0	0	4
愛媛	2	5	3	11	13	4	5	26	69
高知	2	1	1	1	3	2	1	0	11
福岡	20	17	16	16	35	13	10	35	162
佐賀	3	5	5	1	8	7	3	22	54
長崎	5	7	2	4	13	4	5	11	51
熊本	9	11	7	7	14	10	2	12	72
大分	1	7	2	4	14	0	9	13	50
宮崎	0	3	2	0	0	0	0	1	6
鹿児島	2	7	5	5	21	11	21	40	112
沖縄	8	11	7	11	8	2	5	2	54
札幌市	4	7	2	3	8	6	6	10	46
仙台市	0	0	0	1	0	0	0	0	1
千葉市	9	10	1	0	3	0	0	0	23
横浜市	15	20	1	2	9	2	1	0	50
川崎市	6	3	1	0	1	1	1	0	13
名古屋市	2	7	9	11	26	4	8	7	74
京都市	1	1	3	0	2	1	0	0	8
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	1	1	0	2	3	4	2	2	15
広島市	8	12	6	7	15	7	5	5	65
北九州市	2	7	3	3	13	3	8	6	45
福岡市	4	5	1	4	8	0	0	6	28
合計	418	438	217	233	547	216	218	480	2,767

都道府県・市コード

(6) 都道府県別入院期間別入院患者数②

	医療保護入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未満	～6ヶ月未満	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	182	250	189	205	729	329	364	441	2,689
青森	83	128	97	112	264	126	101	105	1,016
岩手	69	81	63	71	235	94	115	109	837
宮城	68	85	73	93	279	126	90	94	908
秋田	133	151	120	182	394	177	172	200	1,529
山形	88	145	92	127	393	110	100	113	1,168
福島	165	189	175	183	583	271	315	448	2,329
茨城	150	182	141	170	514	249	268	384	2,058
栃木	120	134	93	125	500	274	285	351	1,882
群馬	133	135	111	121	436	243	335	409	1,923
埼玉	334	542	388	437	1,304	590	653	769	5,017
千葉	275	399	313	429	1,392	481	483	507	4,279
東京	726	1,014	662	752	1,971	831	695	642	7,293
神奈川	222	367	310	336	1,013	370	343	311	3,272
新潟	249	356	255	370	1,168	452	382	626	3,858
富山	102	173	118	174	560	201	190	225	1,743
石川	113	168	122	153	437	186	187	232	1,598
福井	65	72	68	73	163	85	68	77	671
山梨	60	72	63	70	211	88	109	179	852
長野	81	130	106	88	236	127	137	237	1,142
岐阜	104	132	93	118	345	139	187	252	1,370
静岡	148	276	213	203	500	214	286	336	2,176
愛知	193	210	147	206	620	390	408	402	2,576
三重	108	129	91	163	397	210	159	190	1,447
滋賀	67	92	61	74	231	93	91	105	814
京都	50	63	44	62	182	95	86	111	693
大阪	539	636	502	697	2,277	742	713	761	6,867
兵庫	155	210	152	183	637	310	371	499	2,517
奈良	89	153	96	119	479	203	195	249	1,583
和歌山	50	58	48	45	183	107	170	310	971
鳥取	29	52	48	54	154	82	90	86	595
島根	69	116	104	119	359	111	80	124	1,082
岡山	113	164	161	174	554	209	188	215	1,778
広島	137	194	155	176	706	304	263	300	2,235
山口	117	244	153	232	897	353	368	532	2,896
徳島	36	50	42	60	218	158	203	275	1,042
香川	57	53	39	67	194	78	84	51	623
愛媛	111	146	147	149	442	225	289	351	1,860
高知	77	93	103	118	306	127	132	155	1,111
福岡	245	324	279	336	1,316	500	489	411	3,900
佐賀	71	176	114	128	337	114	146	158	1,244
長崎	86	126	108	261	485	192	204	319	1,781
熊本	157	216	216	257	948	401	464	677	3,336
大分	87	150	126	131	431	228	252	362	1,767
宮崎	50	74	64	88	314	177	150	228	1,145
鹿児島	130	210	190	203	953	437	522	622	3,267
沖縄	103	139	140	135	445	158	173	108	1,401
札幌市	145	258	119	232	757	407	356	344	2,618
仙台市	116	93	48	67	185	48	35	39	631
千葉市	69	103	61	75	158	96	79	130	771
横浜市	177	300	233	355	886	262	235	264	2,712
川崎市	55	55	44	56	95	53	56	50	464
名古屋市	100	123	76	118	443	216	296	352	1,724
京都市	58	138	118	139	354	165	76	84	1,132
大阪市	5	6	1	3	3	0	0	0	18
神戸市	109	144	100	113	392	187	172	160	1,377
広島市	64	103	73	129	247	110	154	136	1,016
北九州市	62	102	68	96	309	100	113	101	951
福岡市	89	112	81	101	270	131	145	177	1,106
合計	7,645	10,796	8,217	10,313	31,791	13,542	13,872	16,485	112,661

都道府県・市コード

(6) 都道府県別入院期間別入院患者数③

	任意入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未満	～6ヶ月未満	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	675	823	665	859	3,183	1,375	1,250	1,301	10,131
青森	210	259	167	249	739	464	480	575	3,143
岩手	212	319	228	318	1,052	526	575	434	3,664
宮城	173	233	131	163	675	432	353	329	2,489
秋田	219	226	138	177	676	433	403	448	2,720
山形	182	227	153	180	599	278	248	230	2,097
福島	258	317	225	302	1,245	808	839	984	4,978
茨城	193	212	209	279	1,109	779	971	1,265	5,017
栃木	130	142	111	131	557	377	527	636	2,611
群馬	168	204	145	170	703	462	450	405	2,707
埼玉	466	715	504	516	1,883	834	788	844	6,550
千葉	392	461	336	489	1,785	1,041	1,122	993	6,619
東京	1,223	1,458	1,031	1,241	4,197	2,332	1,905	1,999	15,386
神奈川	276	333	217	299	995	479	420	322	3,341
新潟	211	268	132	182	713	486	460	579	3,031
富山	79	123	95	118	450	302	250	272	1,689
石川	129	170	126	139	569	286	325	436	2,180
福井	115	155	82	96	347	211	233	312	1,551
山梨	87	102	71	86	318	228	239	367	1,498
長野	310	403	361	265	897	515	438	597	3,786
岐阜	211	198	157	174	562	450	490	481	2,723
静岡	274	349	270	321	1,062	745	665	591	4,277
愛知	376	420	310	426	1,528	958	903	743	5,664
三重	180	239	175	218	845	501	588	661	3,407
滋賀	93	113	81	112	315	191	171	252	1,328
京都	87	154	115	121	500	232	250	280	1,739
大阪	955	1,019	753	893	3,132	1,703	1,469	1,189	11,113
兵庫	258	316	310	420	1,578	850	699	763	5,194
奈良	61	92	63	62	249	141	132	187	987
和歌山	56	105	105	112	339	209	177	359	1,462
鳥取	67	110	68	107	252	169	168	169	1,110
島根	144	155	108	97	358	193	156	164	1,375
岡山	345	318	209	280	1,009	449	450	453	3,513
広島	243	311	253	299	1,245	578	513	533	3,975
山口	171	231	211	213	854	477	427	544	3,128
徳島	117	165	124	185	743	572	474	579	2,959
香川	170	216	155	242	874	420	492	598	3,187
愛媛	150	213	169	160	696	402	415	460	2,665
高知	196	201	131	164	660	331	327	338	2,348
福岡	495	672	512	704	2,614	1,329	1,293	1,107	8,726
佐賀	160	358	250	222	805	380	352	347	2,874
長崎	329	377	355	780	1,389	829	899	997	5,955
熊本	316	413	314	378	1,437	800	640	876	5,174
大分	203	238	243	262	1,162	485	430	420	3,443
宮崎	257	359	272	320	1,289	754	640	766	4,657
鹿児島	278	425	328	403	1,730	1,055	982	1,088	6,289
沖縄	257	326	232	296	1,172	716	612	336	3,947
札幌市	336	469	266	313	1,199	586	473	414	4,056
仙台市	143	105	74	57	212	149	116	153	1,009
千葉市	51	49	23	33	123	99	96	161	635
横浜市	199	255	136	195	614	329	223	241	2,192
川崎市	78	82	52	60	215	145	133	119	884
名古屋市	147	216	164	154	739	431	437	385	2,673
京都市	121	176	113	192	805	444	306	301	2,458
大阪市	54	75	19	16	10	5	0	0	179
神戸市	157	235	144	175	563	352	258	199	2,083
広島市	183	169	120	108	496	280	246	198	1,800
北九州市	180	295	177	205	875	410	423	312	2,877
福岡市	191	263	190	233	768	407	417	313	2,782
合計	13,997	17,632	12,878	15,971	57,710	32,204	30,218	31,405	212,015

都道府県・市コード

(6) 都道府県別入院期間別入院患者数④

	その他入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未満	～6ヶ月未満	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	2	6	1	0	15	5	15	135	179
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	1	0	0	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	1	0	0	1
福島	6	3	1	1	13	5	2	1	32
茨城	0	0	0	1	1	0	0	0	2
栃木	1	0	0	0	1	2	0	0	4
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	3	2	0	1	22	44	83	177	332
千葉	1	0	0	0	0	0	0	0	1
東京	40	37	27	21	91	27	23	5	271
神奈川	0	0	0	0	1	0	0	0	1
新潟	2	3	1	4	1	0	1	0	12
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	2	1	0	0	0	0	0	0	3
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	3	2	2	2	21	23	41	105	199
三重	0	0	0	0	1	1	0	0	2
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	5	10	10	11	43	67	133	167	446
兵庫	1	0	2	3	97	101	2	1	207
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	1	0	0	1
島根	3	4	7	8	13	5	2	0	42
岡山	23	10	19	21	40	9	8	0	130
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	4	4	0	1	0	0	0	0	9
徳島	0	0	0	0	1	0	0	0	1
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	2	1	1	2	32	11	3	0	52
福岡	20	18	34	36	112	41	22	6	269
佐賀	1	0	2	6	26	8	1	0	44
長崎	6	1	2	19	0	0	0	0	28
熊本	1	0	0	0	0	0	0	0	1
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	1	0	0	0	0	0	0	0	1
札幌市	0	2	4	5	38	28	76	145	298
仙台市	3	0	0	0	0	0	0	0	3
千葉市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	1	0	0	0	1
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	1
神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡市	2	0	0	0	2	4	1	0	9
合計	135	104	113	142	573	384	414	742	2,607

都道府県・市以下

(6) 都道府県別入院期間別入院患者数⑤

	入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未満	～6ヶ月未満	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	862	1,086	858	1,067	3,942	1,712	1,635	1,902	13,064
青森	296	388	264	361	1,012	591	581	682	4,175
岩手	287	402	296	393	1,300	624	707	549	4,558
宮城	243	319	206	258	957	558	445	425	3,411
秋田	353	379	260	361	1,075	610	577	652	4,287
山形	274	379	246	307	1,000	392	348	345	3,291
福島	435	514	408	492	1,851	1,087	1,163	1,445	7,395
茨城	352	417	356	454	1,639	1,032	1,244	1,654	7,148
栃木	271	289	210	263	1,076	655	815	992	4,571
群馬	303	340	258	293	1,142	708	791	826	4,661
埼玉	821	1,296	905	966	3,248	1,483	1,534	1,831	12,084
千葉	677	868	649	924	3,184	1,528	1,606	1,500	10,936
東京	2,098	2,588	1,737	2,031	6,281	3,200	2,628	2,647	23,210
神奈川	518	713	531	638	2,015	851	764	633	6,663
新潟	465	630	391	559	1,884	941	844	1,210	6,924
富山	183	299	218	296	1,020	507	447	503	3,473
石川	246	339	248	292	1,009	477	512	669	3,792
福井	182	228	150	170	511	296	301	398	2,236
山梨	150	174	135	157	529	318	348	550	2,361
長野	397	544	476	360	1,154	647	579	839	4,996
岐阜	316	331	251	294	911	594	684	762	4,143
静岡	432	628	485	529	1,575	961	955	934	6,499
愛知	574	637	471	644	2,194	1,381	1,356	1,254	8,511
三重	291	371	269	382	1,245	714	752	860	4,884
滋賀	166	212	144	188	559	286	266	375	2,196
京都	142	218	159	186	682	328	336	391	2,442
大阪	1,520	1,684	1,275	1,610	5,466	2,513	2,318	2,117	18,503
兵庫	417	528	467	606	2,317	1,272	1,082	1,278	7,967
奈良	152	247	162	182	732	348	328	436	2,587
和歌山	109	164	154	159	525	316	348	681	2,456
鳥取	97	166	118	162	413	257	258	256	1,727
島根	220	278	222	225	732	310	240	289	2,516
岡山	487	496	392	482	1,605	669	647	675	5,453
広島	390	518	416	482	1,961	888	780	839	6,274
山口	298	483	365	449	1,756	832	795	1,089	6,067
徳島	153	216	166	247	972	737	680	867	4,038
香川	228	270	194	309	1,070	498	576	649	3,794
愛媛	263	364	319	320	1,151	631	709	837	4,594
高知	277	296	236	285	1,001	471	463	493	3,522
福岡	780	1,031	841	1,092	4,077	1,883	1,814	1,559	13,077
佐賀	235	539	371	357	1,176	509	502	527	4,216
長崎	426	511	467	1,064	1,887	1,025	1,108	1,327	7,815
熊本	483	640	537	642	2,399	1,211	1,106	1,565	8,583
大分	291	395	371	397	1,607	713	691	795	5,260
宮崎	307	436	338	408	1,603	931	790	995	5,808
鹿児島	410	642	523	611	2,704	1,503	1,525	1,750	9,668
沖縄	369	476	379	442	1,625	876	790	446	5,403
札幌市	485	736	391	553	2,002	1,027	911	913	7,018
仙台市	262	198	122	125	397	197	151	192	1,644
千葉市	130	162	85	108	284	195	175	291	1,430
横浜市	391	575	370	552	1,509	593	459	505	4,954
川崎市	139	140	97	116	311	199	190	169	1,361
名古屋市	249	346	249	283	1,209	651	741	744	4,472
京都市	180	315	234	331	1,161	610	382	385	3,598
大阪市	59	81	20	19	13	5	1	0	198
神戸市	268	380	244	290	958	543	432	361	3,476
広島市	255	284	199	244	758	397	405	339	2,861
北九州市	245	404	248	304	1,197	513	544	419	3,874
福岡市	286	380	272	338	1,048	542	563	496	3,925
合計	22,195	28,970	21,425	26,659	90,621	46,346	44,722	49,112	330,050

都道府県・市以下

(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設の長からの通報	精神病院の管理者からの届出			精神障害者		
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	精神障害者でなかった者
昭和41年	23,433	6,046	1,165	116	749	543	32,052	2,300	18,258	10,481	76
45	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-

資料：厚生省報告例

(8) 都道府県別疾患名別在院患者数

(平成14年6月30日現在)

	症状性を含む器質性精神障害(F0)	アルツハイマー病の痴呆(F00)	血管性痴呆(F01)	上記以外の症状性を含む器質性精神障害(F02-09)	精神作用物質による精神及び行動の障害(F1)	アルコール使用による精神及び行動の障害(F10)	覚せい剤による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害(F2)	気分(感情)障害(F3)	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害(F4)	生理的障害及び身体要因に関連した行動症候群(F5)	成人の人格及び行動の障害(F6)	精神遅滞(F7)	心理的発達障害(F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	てんかん	その他	合計
北海道	2,875	528	1,303	1,044	945	886	22	37	6,586	1,028	455	26	70	434	19	11	383	232	13,064
青森	634	131	351	152	217	208	2	7	2,577	254	133	29	44	105	0	10	90	82	4,175
岩手	559	200	207	152	303	291	6	6	2,863	343	118	10	29	188	1	0	109	35	4,658
宮城	536	112	256	168	113	104	2	7	2,066	352	79	1	19	96	0	0	102	47	3,411
秋田	910	246	538	126	241	231	1	9	2,294	386	102	7	26	162	3	1	111	24	4,267
山形	638	170	287	191	136	134	0	2	1,837	295	144	3	18	117	1	0	66	36	3,291
福島	1,212	232	566	414	330	310	12	8	4,440	496	127	7	54	369	8	18	226	108	7,395
茨城	864	143	402	319	287	241	18	28	5,137	319	97	5	21	200	1	5	137	75	7,148
栃木	380	65	118	197	120	106	7	7	3,209	398	62	7	20	158	0	28	136	53	4,571
群馬	442	111	162	169	210	189	7	14	3,340	284	114	8	18	120	0	1	86	38	4,661
埼玉	2,431	535	968	928	373	316	26	31	7,697	773	194	12	57	249	8	58	193	39	12,084
千葉	1,771	502	535	734	658	600	33	25	7,082	777	260	18	54	99	17	11	136	53	10,936
東京	2,961	1,146	1,004	811	1,177	1,006	99	72	14,894	1,961	459	79	269	521	62	234	381	212	23,210
神奈川	1,516	484	590	442	444	409	17	18	3,596	669	179	20	42	74	9	5	81	28	6,663
新潟	1,384	520	541	323	230	217	1	12	3,764	650	130	18	67	335	0	11	146	189	6,924
富山	614	169	233	212	119	118	1	0	2,166	252	98	8	25	103	4	6	61	17	3,473
石川	838	299	340	199	89	81	4	4	2,261	239	71	1	26	116	8	7	60	56	3,792
福井	399	171	91	137	86	80	0	6	1,321	223	103	8	17	34	0	3	18	24	2,236
山梨	212	75	59	82	94	82	7	5	1,653	136	80	4	14	100	2	2	44	20	2,361
長野	488	155	161	172	321	307	3	11	3,305	373	161	31	36	89	2	6	111	73	4,996
岐阜	364	64	202	98	142	130	2	10	2,932	255	98	3	36	136	5	19	118	35	4,143
静岡	637	190	182	265	404	370	16	18	4,380	460	214	25	27	136	3	11	95	107	6,499
愛知	821	158	296	367	536	465	31	40	5,555	586	200	11	63	413	14	17	194	101	8,511
三重	391	111	106	174	228	220	3	5	3,261	274	186	12	41	164	34	45	62	186	4,884
滋賀	301	110	97	94	79	69	4	6	1,287	246	112	10	10	37	1	16	66	31	2,196
京都	445	131	224	90	43	36	2	5	1,608	208	32	8	7	36	1	2	37	15	2,442
大阪	3,395	1,036	1,046	1,313	1,324	1,116	97	111	11,446	1,142	242	40	90	381	48	11	224	160	18,503
兵庫	1,486	350	488	648	285	260	12	13	4,897	375	176	20	29	244	3	15	137	300	7,967
奈良	488	179	218	91	99	67	10	22	1,614	210	47	4	13	59	12	0	21	20	2,587
和歌山	137	50	24	63	71	66	1	4	1,951	129	37	0	15	83	2	6	19	6	2,456
鳥取	209	62	58	89	113	111	2	0	1,142	136	29	21	9	35	3	1	25	4	1,727
島根	603	220	251	132	116	114	1	1	1,330	196	84	26	21	57	1	16	42	24	2,516
岡山	1,379	505	626	248	273	251	6	16	2,980	335	167	7	27	132	8	1	70	74	5,453
広島	1,299	506	448	345	597	570	18	9	3,494	377	71	16	31	218	1	15	95	60	6,274
山口	1,347	479	558	310	327	318	5	4	3,551	270	87	2	50	168	4	14	93	154	6,067
徳島	357	45	110	202	176	161	5	10	2,905	154	68	30	38	145	0	24	101	40	4,038
香川	588	157	287	144	241	220	13	8	2,421	182	57	5	27	129	1	1	90	52	3,794
愛媛	631	276	133	222	238	19	19	3	3,116	215	89	4	40	105	6	2	96	52	4,594
高知	603	172	261	170	331	313	9	9	2,103	185	63	6	13	116	6	5	69	22	3,522
福岡	2,626	703	1,343	580	1,032	880	94	58	6,822	862	278	72	231	531	8	9	237	389	13,077
佐賀	984	399	367	218	194	172	7	15	2,332	211	191	5	29	104	4	1	68	93	4,216
長崎	1,287	393	490	404	549	539	5	5	4,707	524	98	9	60	328	5	5	167	76	7,815
熊本	1,763	458	805	500	447	400	22	25	5,050	427	149	14	60	358	1	38	217	59	8,583
大分	1,094	644	410	140	328	324	2	2	3,232	276	62	8	17	122	2	2	103	14	5,260
宮崎	1,424	321	761	342	390	381	3	6	3,068	285	85	4	18	329	8	16	127	54	5,808
鹿児島	1,600	405	793	402	479	462	4	13	5,996	610	95	5	36	328	3	29	274	213	9,668
沖縄	1,082	257	439	386	252	237	2	13	3,633	171	54	9	8	36	1	4	65	98	5,403
札幌市	1,114	307	461	346	492	456	19	17	3,696	716	244	26	51	392	24	8	194	61	7,018
仙台市	396	81	175	140	59	55	2	2	889	168	65	0	8	16	0	1	22	20	1,644
千葉市	113	11	28	74	77	39	26	12	1,009	64	64	6	5	22	2	3	17	28	1,430
横浜市	760	263	204	293	284	239	21	24	3,157	340	128	21	39	65	4	18	92	46	4,954
川崎市	173	72	90	11	15	14	1	0	1,011	111	24	6	7	5	2	0	8	1	1,361
名古屋市	296	35	98	163	239	209	20	10	3,286	343	62	1	42	81	0	3	78	41	4,472
京都市	1,441	719	611	111	153	145	3	5	1,576	216	81	10	17	39	0	2	55	8	3,598
大阪市	16	2	3	11	0	0	0	0	61	86	19	9	2	2	0	1	2	0	198
神戸市	421	105	75	241	281	258	12	11	2,306	177	66	4	24	64	2	0	63	68	3,476
広島市	478	172	153	153	198	173	16	9	1,736	217	70	7	42	61	1	2	36	33	2,881
北九州市	859	343	394	122	245	224	9	12	2,093	317	45	11	56	141	1	15	48	43	3,874
福岡市	606	194	259	153	217	201	6	10	2,291	321	132	6	61	171	1	41	44	34	3,925
合計	55,678	16,579	22,282	16,817	18,047	16,397	798	852	202,012	22,605	7,237	785	2,326	9,658	367	836	6,256	4,243	330,050

(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

(平成14年)

	年間在院 患者延数	年間新入院 患者数	年間退院 患者数	平均在院 日数
北海道	4,806,650 人	14,591 人	14,938 人	328.0 日
青森県	1,531,619	4,699	4,770	323.5
岩手県	1,672,144	4,075	4,170	405.6
宮城県	1,242,104	3,231	3,284	334.4
秋田県	1,561,277	4,443	4,506	348.9
山形県	1,201,069	4,325	4,321	277.8
福島県	2,718,083	6,228	6,530	426.1
茨城県	2,623,140	5,057	5,163	513.3
栃木県	1,802,240	3,997	4,148	442.5
群馬県	1,863,254	5,182	5,183	359.5
埼玉県	4,414,995	11,682	11,479	381.2
千葉県	3,997,528	10,051	9,891	380.3
東京都	8,513,386	33,014	33,418	256.3
神奈川県	2,452,673	7,397	7,847	309.8
新潟県	2,556,897	6,797	6,829	375.3
富山県	1,280,976	3,448	3,469	370.4
石川県	1,385,250	3,616	3,612	383.3
福井県	814,478	2,681	2,721	301.5
山梨県	859,783	2,277	2,297	375.9
長野県	1,846,777	6,982	6,978	264.6
岐阜県	1,508,670	4,020	4,105	371.4
静岡県	2,384,934	6,989	6,988	341.3
愛知県	3,123,094	7,881	7,988	395.1
三重県	1,791,916	5,173	5,269	343.2
滋賀県	796,973	2,366	2,389	335.2
京都府	916,113	2,611	2,647	406.5
大阪府	6,763,613	19,561	19,891	327.9
兵庫県	2,911,789	5,934	5,927	441.3
奈良県	946,369	2,321	2,355	404.8
和歌山県	893,592	1,875	1,926	470.2
鳥取県	625,641	1,870	1,859	335.6
島根県	921,540	3,336	3,393	273.9
岡山県	2,000,852	6,965	6,962	287.3
広島県	2,289,064	5,539	5,656	353.3
山口県	2,216,530	4,698	4,779	467.8
徳島県	1,477,381	2,225	2,278	656.2
香川県	1,380,831	3,208	3,214	430.0
愛媛県	1,689,464	4,201	4,233	400.6
高知県	1,293,382	4,264	4,304	301.9
福岡県	4,774,664	10,884	10,940	394.9
佐賀県	1,553,277	3,603	3,611	430.6
長崎県	2,859,260	6,417	6,454	444.3
熊本県	3,140,024	7,746	7,762	405.0
大分県	1,929,393	4,246	4,214	456.1
宮崎県	2,122,568	4,637	4,602	459.5
鹿児島県	3,532,760	5,970	6,041	588.3
沖縄県	1,975,193	5,793	5,839	339.6
札幌市	2,578,098	7,759	7,737	332.7
仙台市	596,227	2,324	2,155	266.2
千葉市	525,387	1,922	1,923	273.3
横浜市	1,812,759	5,651	5,771	317.4
川崎市	504,205	2,055	2,070	244.5
名古屋市	1,650,510	4,116	4,181	397.9
京都市	1,315,050	2,836	2,884	459.8
大阪市	71,679	1,123	1,110	64.2
神戸市	1,265,570	3,513	3,556	358.1
広島市	1,057,210	3,880	3,867	272.9
北九州市	1,409,303	3,948	3,965	356.2
福岡市	1,438,852	4,389	4,477	324.6
全国	121,188,060	331,622	334,876	363.7

資料: 病院報告

(10) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数
昭和55年	535日
昭和60年	536日
昭和63年	509日
平成元年	496日
平成2年	490日
平成3年	492日
平成4年	486日
平成5年	471日
平成6年	468日
平成7年	455日
平成8年	441日
平成9年	424日
平成10年	406日
平成11年	390日
平成12年	377日
平成13年	374日
平成14年	364日

資料:病院報告

(11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況

(平成14年度)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	69	166	70	0	305
2 青森	13	112	70	0	195
3 岩手	54	128	44	0	226
4 宮城	16	61	16	0	93
5 秋田	22	133	117	0	272
6 山形	20	317	73	0	410
7 福島	42	131	4	0	177
8 茨城	53	94	0	0	147
9 栃木	37	12	0	0	49
10 群馬	14	119	56	0	189
11 埼玉	150	63	70	0	283
12 千葉	14	5	0	0	19
13 東京	0	4	0	0	4
14 神奈川	35	134	22	0	191
15 新潟	28	316	0	0	344
16 富山	35	100	65	0	200
17 石川	24	51	18	0	93
18 福井	7	14	15	0	36
19 山梨	9	143	51	0	203
20 長野	55	98	43	0	196
21 岐阜	37	89	25	37	188
22 静岡	28	19	0	0	47
23 愛知	79	92	0	0	171
24 三重	28	85	59	0	172
25 滋賀	46	5	0	0	51
26 京都	2	18	0	0	20
27 大阪	11	0	0	0	11
28 兵庫	49	65	0	0	114
29 奈良	14	25	22	0	61
30 和歌山	18	25	6	0	49
31 鳥取	15	26	0	0	41
32 島根	19	20	0	0	39
33 岡山	23	49	9	0	81
34 広島	56	205	0	0	261
35 山口	21	50	32	0	103
36 徳島	35	38	0	0	73
37 香川	4	128	9	0	141
38 愛媛	63	86	60	0	209
39 高知	16	185	47	0	248
40 福岡	99	147	60	0	306
41 佐賀	54	166	20	0	240
42 長崎	41	54	35	0	130
43 熊本	57	91	38	0	186
44 大分	50	76	9	0	135
45 宮崎	3	33	0	0	36
46 鹿児島	104	344	83	0	531
47 沖縄	39	78	29	0	146
48 札幌	40	2,705	3,954	296	6,995
49 仙台	4	52	0	0	56
50 さいたま市	0	0	0	0	0
51 千葉	3	11	0	0	14
52 横浜	16	67	0	0	83
53 川崎	8	22	2	0	32
54 名古屋	66	28	0	0	94
55 京都	6	13	13	0	32
56 大阪	15	5	1	0	21
57 神戸	11	7	0	0	18
58 広島	43	189	143	0	375
59 北九州	59	3	0	0	62
60 福岡	42	34	0	0	76
合計	2,021	7,536	5,390	333	15,280

資料：精神保健福祉課調

(12) 精神医療審査会の審査状況

(平成14年度)

	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		移	行		移	行		入院又は処 遇は不適當		入院又は処 遇は不適當
			入院継続 不 要			入院継続 不 要				
1 北海道	2,017	0	0	109	0	0	21	0	0	0
2 青森県	612	0	0	24	0	0	33	1	0	0
3 岩手県	514	0	0	83	0	0	16	0	1	0
4 宮城県	644	0	0	18	0	0	9	1	2	0
5 秋田県	1,036	0	0	27	0	0	24	1	6	1
6 山形県	744	0	0	31	0	0	7	0	3	0
7 福島県	1,676	0	0	75	0	0	32	2	3	0
8 茨城県	1,532	0	0	93	0	0	20	0	0	0
9 栃木県	1,447	0	0	70	0	0	19	0	2	0
10 群馬県	1,601	0	0	50	0	0	16	0	1	0
11 埼玉県	3,131	0	0	222	0	0	21	1	0	0
12 千葉県	2,974	0	0	49	0	0	31	0	0	0
13 東京都	4,479	0	0	97	0	0	101	12	5	0
14 神奈川県	2,380	0	0	42	0	0	36	0	0	0
15 新潟県	3,011	0	0	33	0	0	34	1	10	0
16 富山県	1,327	0	0	67	0	0	23	0	0	0
17 石川県	1,168	0	0	20	0	0	21	0	0	0
18 福井県	408	0	0	21	0	0	10	0	0	0
19 山梨県	619	0	0	14	0	0	12	0	2	0
20 長野県	753	0	0	98	0	0	17	0	0	0
21 岐阜県	1,002	0	0	93	0	0	26	1	1	0
22 静岡県	1,429	0	0	60	0	0	45	0	1	0
23 愛知県	1,872	0	0	126	0	0	56	5	2	0
24 三重県	1,059	0	0	32	0	0	25	0	1	0
25 滋賀県	571	0	0	84	0	0	22	3	2	0
26 京都府	491	0	0	5	0	0	51	1	7	3
27 大阪府	4,513	0	0	35	0	0	123	6	23	4
28 兵庫県	1,714	0	0	91	3	0	30	1	5	2
29 奈良県	1,251	0	0	24	0	0	42	0	8	0
30 和歌山県	727	0	0	30	0	0	7	0	0	0
31 鳥取県	386	0	0	26	0	0	11	0	0	0
32 島根県	753	0	0	17	1	0	22	0	1	0
33 岡山県	1,210	0	0	41	0	0	73	1	4	1
34 広島県	1,683	0	0	108	0	0	43	2	2	0
35 山口県	2,339	0	0	41	0	0	22	0	0	0
36 徳島県	739	0	0	65	0	0	12	0	0	0
37 香川県	390	7	0	2	0	0	50	20	3	2
38 愛媛県	1,381	0	0	126	0	0	13	1	2	0
39 高知県	773	0	0	12	0	0	25	0	0	0
40 福岡県	2,857	0	0	211	0	0	109	23	0	0
41 佐賀県	856	0	0	93	0	0	28	1	3	0
42 長崎県	1,369	5	0	71	0	0	47	2	0	0
43 熊本県	2,641	0	0	109	0	0	32	0	3	0
44 大分県	1,409	0	0	79	0	0	12	0	1	0
45 宮崎県	819	0	0	4	0	0	13	1	2	0
46 鹿児島県	2,675	0	0	189	0	0	37	4	1	1
47 沖縄県	907	0	0	57	0	0	20	4	2	1
48 札幌市	2,120	0	0	64	0	0	23	0	0	0
49 仙台市	381	0	0	3	0	0	9	0	0	0
50 千葉市	521	0	0	6	0	0	25	0	0	0
51 横浜市	1,963	0	0	18	0	0	40	0	1	0
52 川崎市	318	0	0	11	0	0	2	2	0	0
53 名古屋市	1,303	0	0	109	0	0	38	0	8	0
54 京都市	791	0	0	11	0	0	35	2	0	0
55 大阪市	1	0	0	10	0	0	17	1	1	0
56 神戸市	950	0	0	14	1	0	16	0	3	1
57 広島市	717	0	0	50	0	0	46	1	3	0
58 北九州市	688	0	0	92	0	0	34	4	2	1
59 福岡市	760	0	0	62	0	0	45	4	3	0
合計	80,402	12	0	3,524	5	0	1,829	109	130	17

資料:厚生省報告例

3. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成15年7月1日現在

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
北海道 (10'～)	北海道精神科 救急医療シス テム整備事業	8	なし	・輪番制(夜間・休日 ・土曜) ・空床は各圏域毎に1 床以上確保 道南 → 4病院 道央(釧・釧) → 31病院 道央(函・函) → 9病院 道央(苫) → 16病院 道北 → 7病院 オホーツク → 3病院 十勝 → 2病院 釧路・根室 → 4病院	76	各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び 12/29～1/3まで [9:00～17:00] ・夜間 [17:00～9:00] ・土曜 [12:00～17:00]	・24条による 診察 ・警察 ・家族 ・保健所 ・依頼者	・合併症受入協 力病院 (65病院) ・遠隔地域支援 病院 (44病院)	・連絡調整委員会 ～道、道精神科病 院協会、道医師 会、道警、消防、 大学、保健所長 会、札幌市、各圏 域代表者等で構 成。 ・ブロック調整会 議～各圏域毎に保 健所、群医師会、 警察、消防、医療 機関等で構成。
青森県 (11'～)	青森県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	・各圏域の当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00] ・平日日中(9時～ 17時)は保健所が担 当	・各圏域毎に精神科救 急医療病院が輪番制に より1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精 神科救急医療病院 ・受付時間 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00] ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族もしくは 依頼者 ・緊急措置を要 する場合は保健 所	・圏域内の各医 療機関 ・県立病院	・青森県精神科救 急医療システム連 絡調整委員会 ・各圏域毎の地域 精神科救急医療シ ステム連絡調整委 員会
岩手県 (9'～)	岩手県精神科 救急医療シス テム運営事業	4 東北 盛岡 秋田 岩手	なし	・精神科救急医療施設 4ヶ所 (各施設毎に365日 1床確保)	4	各精神科救急医療 施設 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00]	家族 合併症等の患者 は消防機関等	民間及び公立精 神病院18ヶ所	岩手県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 ・県医師会 ・日精協県支部 ・消防 ・岩手医大等で構 成
宮城県 (9'～)	精神科救急 医療対策事業	1	精神科救急情報セン ター 休日昼間 [9:00～17:00] 通年夜間 [17:00～22:00]	休日昼間 国立、県立、指定、非 指定病院の中で当該病 院管理者の同意に基づ き知事が指定する病院 輪番制 2病院 (空床、各病院1床) 通年夜間 精神医療センター (空床1床)	29	休日昼間 各当番病院 [9:00～17:00] 通年夜間 先進医療センター [17:00～22:00]	本人、家族	精神医療センタ ーを除く精神科 救急医療体制に 参加する病院	県医師会、県精神科 病院協会、県消防長 会、県警本部、消防 等で構成
山形県 (12'～)	山形県精神科 応急移送医療 事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	・当番精神科救急医 療施設(各圏域) 24時間365日 ・各保健所(全4保 健所) 24時間365日 (注: 訪問は連絡による)	・本人 ・保護者 ・保健所	主治医のいる精 神科医療機関	・システム運営委 員会 (構成) ・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医療 指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
秋田県 (12'～)	秋田県精神科 救急医療シス テム整備事業	5	なし	・秋田周辺精神科救急 医療圏→8病院輪番制 ・他4医療圏→地域拠 点病院 ・全県拠点病院→県立 リハビリテーション・精神医療 センター ・その他に合併症拠点 病院 (各圏域1床確保)	18	各救急指定病院 平日夜間 〔17:00～9:00〕 休日等 〔24時間体制〕	・家族等 ・警察 ・消防 ・県(保健所)	県内の精神病床 を有する病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター等
福島県 (10'～)	福島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	設置していない	輪番制 (各病院1床)	35	各精神科救急医療 施設 夜間〔17:00～8:30〕 休日〔8:30～17:00〕	・家族 ・県(保健所) ・警察 ・消防	・県立病院 ・精神科を有す る総合病院(合 併症を有する患 者)	・県医師会 ・精神病院協会 ・県診療所協会 ・消防 ・警察 ・保健所等
茨城県 (8'～)	茨城県精神科 救急医療体制 及び県が行う 医療保護入院 整備事業	3	土曜、日曜、祝日並 びに年末年始の休日 〔8:30～17:00〕 精神保健福祉センタ ー(職員・非常勤嘱 託員が対応)	〈24条通報対応〉 県立友部病院 (空床5床) 〈一般救急相談対応〉 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病 院)	28	精神科救急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般救急相 談〉 家族	・県立友部病院 (24条通報) ・27民間精神 病院 (一般救急相 談)	精神保健福祉セン ター
栃木県 (12'～)	栃木県精神科 救急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間〔17:00～8:30〕 土曜・日曜・休日 〔8:30～17:00〕	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科救急情報セン ターと同じ	・本人 ・家族 必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病 院、大学病院含 む)、県警、県消 防長会、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成
群馬県 (8'～)	①夜間休日精 神科救急医療 システム整備 事業 ②精神障害者 移送体制整備 事業	1	平日〔8:30～22:00〕 精神保健福祉セン ター 休日〔8:30～22:00〕 県立精神医療セン ター 〔22:30～8:30〕 本庁(携帯電話)	基幹病院 2床 輪番病院 1床	13	・警察官通報等 救急情報センター ・それ以外のもの 基幹病院または輪 番病院 〔17:30～翌8:30〕	警察官通報等に よるもの ・保健所 ・警察車両 (22:00頃) それ以外のもの ・依頼者	精神科協力病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・群馬大学 ・保健所代表 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター
埼玉県 (8'～)	埼玉県精神科 救急医療事業	2	なし	輪番制 (各病院1床)	27	輪番の精神科救急指 定病院 休日〔9:00～17:00〕	相談依頼者主体 の搬送方法によ る	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県、さいたま市、 保健所、精神科病 院協会、県立精神 医療センター等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
千葉県 (10'～)	千葉県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 ・平日夜間 [17:00～8:30] ・休日 [8:30～翌8:30]	①輪番制(29病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	29	県立病院 ・夜間(平日) [17:00～8:30] ・休日 [8:30～翌8:30]	相談者	特に設けてない	・精神病院協会 ・精神病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防 ・警察 等で構成
東京都 (7'～)	精神科救急医 療体制整備事 業	4 (精 神科 救急 医療 圏)	夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00] 平日※ [9:00～17:00] ※精神保健福祉課で 対応	・輪番制 ・初期救急(3床) ・二次救急(3床) ・精神科緊急医療 (16床)	54	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00]	家族等	精神科協力病院 ・診療所	・都医師会 ・精神病院協会 ・精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'～)	精神科救急 医療対策事業	1	精神保健福祉センタ ー ○初期・二次救急 平日[17:00～22:00] 土日[8:30～翌8:30] 祝日[8:30～22:00] ○警察官通報 平日[17:00～翌8:30] 休日[8:30～翌8:30]	休日昼間：輪番制 指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間：基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪 番制)	40 5 17	○初期・二次救急 平日夜間、休日の8: 30～22:00 精神保健福祉セン ター、 横浜市、川崎市職員 の輪番で2名 (常勤、非常勤) 土日の22:00～翌8: 30 精神保健福祉セン ターの 職員2名(常勤、非 常勤) ○警察官通報 非常勤職員1名	○初期・二次救 急 相談者が確保 ○警察官通報 県もしくは警 察	民間精神病院 国公立精神病院	県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'～)	精神科救急 医療システム 運営事業	5 東北 新潟 県北 魚沼 上越	保健所 兼務 [8:30～17:15] 県庁担当課 兼務 [17:15～8:30]	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	24	精神科救急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00～17:00] ③夜間 [17:00～9:00]	家族 警察 消防	ブロック内の精 神病院	県医師会、県消防長 会、県精神病院協 会、県警察本部等 で構成
富山県 (10'～)	富山県精神科 救急医療体制 整備事業	2	設置してない (窓口電話を自動的 に当番病院に転送)	輪番制 (各病院1床)	27	窓口電話により自動 的に当番病院に転送 ・平日夜間 [17:00～翌9:00] ・休日 [9:00～翌9:00]	家族、必要に応 じて消防や警察	当番病院が必要 に応じ転院先を 確保する	県精神病院協会、日 精協県支部、県警、 消防等で構成
石川県 (10'～)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院1床 ・精神科救急病院 輪番制で1日3床	15	・各当番病院 休日[9:00～17:00] 金曜日夜間1病院 ・県立病院 休日[9:00～17:00] 夜間[17:00～翌9:00]	本人、家族	精神科協力病院	・県医師会 ・県精神病院協会 ・消防・県警 等で構成

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
福井県(11'~)	福井県精神科救急医療システム整備事業	2	なし	・輪番制(県内9病院2地区) 休日[9:00~17:00] ・応急入院指定病院(各1床)	9	各当番病院 休日[9:00~17:00]	・家族 ・依頼者 ・24条による診察	指定病院	各当番病院
山梨県(10'~)	山梨県精神科救急医療事業	1	県立精神保健福祉センター 平日夜間[17:15~21:15] 休日(土曜を含む)[11:00~19:30]	輪番制 平日10病院(1床) 県立病院(1床) 休日昼間10病院(1床) 県立病院(1床) 休日夜間10病院(1床) 県立病院(1床)	10	救急医療体制 平日夜間[17:15~22:00] 休日(土曜を含む)昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間[17:15~8:30] 翌日が休日の場合は11:00まで 休日昼間[11:00~17:15]	・依頼者 ・県(保健所) ・警察	・精神科協力病院(9) ・県立北病院	・県精神病院協会 ・県精神科医会 ・県警察本部 ・県消防長会 ・県医療社会事業協会 ・日本精神科看護技術協会山梨支部 ・県精神障害者家族会連合会 ・保健所
長野県(9'~)	県精神科救急医療体制整備事業	4	保健所 原則として平日8:30~17:00まで(平日夜間及び休日等については緊急連絡網により対応)	東信・南信・北信は固定3病院(各1床) 中信は輪番制(当番病院1床)	8 固定3 輪番5	精神科救急医療機関(各圏域) 平日夜間[17:00~8:30] 土曜休日 24時間体制 ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族等 ・救急車 ・警察 ・保健所	地域の精神病院	精神科救急連絡調整会議 精神病院協会、医師会、医療機関、保健所、県警、消防で構成
岐阜県(9'~)	岐阜県精神科救急医療システム整備事業	1	県精神科病院協会委託 24時間精神医療相談窓口	輪番制(各病院1床)	14	救急医療情報センター(情報提供のみ) 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	受診者側	当番病院以外の病院	県精神病院協会、大学、医師会、診療所、警察、消防で構成
静岡県(7'~)	静岡県精神科救急医療対策事業	3	県精神保健福祉センター 平日昼間[8:30~17:00] 県精神科病院協会 平日夜間[17:00~8:30] 休日[8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口	基幹病院制(各病院1床) 各圏域1病院(1床)	3	各基幹病院・精神科救急情報センター 夜間[17:00~8:30] 休日[8:30~17:00] ・スタッフ 医師、看護婦、精神保健福祉士等	家族、知人等 警察 県、中核市、市町村 消防署	県立病院 協力病院	精神科救急情報センター 県、中核市、市町村
愛知県(8'~)	精神科救急医療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	(社)愛知県精神病院協会に委託 24時間精神医療相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 {1区域1床 県立病院3床}	38	各当番病院 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00]	原則として警察・消防・家族等 依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、保健所で構成

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
三重県(10'~)	精神科救急救急医療システム運用事業	2 北部 中南部	各ブロックの基幹病院に設置 夜間 [17:00~9:00] 休日昼間 [9:00~17:00]	輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 中南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1床)	13	各当番病院 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 指定医・看護婦・事務職員等	・依頼者 ・家族 ・警察 ・消防	県立、国立病院	精神病院協会、県立病院、保健所、消防、県警等で構成
滋賀県(9'~)	滋賀県精神科救急医療システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病院(各2床) 県立精神保健総合センター(2床)	10	保健所 24時間365日	・警察 ・消防 ・県 ・家族	指定病院	指定病院、警察、消防、保健所で構成
京都府(13'~)	京都府精神科救急医療システム	2 北部 南部	国立舞鶴病院(24時間) 南部救急情報センター 平日 [17:00~8:00] 休日 [8:00~8:00]	基幹病院他 2床	11	国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	原則として家族等による自己搬送 24条については警察署	各指定病院 指定外病院	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院(2) ・府、市 ・診療所協会等
大阪府(7'~)	大阪府精神科救急医療体制整備事業	7 豊能 三島 北河内 中河内 南河内 堺市 東淀川 大淀川 緑区	なし	精神科救急病院 輪番制により1日7床	34	・救急案内窓口 平日:17:30~7:00 休日:9:00~17:30 (緊急措置診察受付) 平日:17:30~22:00 休日:9:00~16:00 ・救急体制 平日:17:00~9:00 休日:9:00~9:00 (休日は9:00~16:00/21:00~9:00の2単位制)	・警察 ・救急隊 ・家族	・精神科協力病院 ・合併症受入協力病院 ・府立中宮病院	・大阪府精神病院協会 ・大阪府警
兵庫県(7'~)	兵庫県精神科救急医療体制運営事業	5 神・市 播磨 但馬 丹波 淡路	県精神科病院協会に委託 設置場所:兵庫県災害医療センター 平日 [17:00~翌9:00] 休日 [9:00~翌9:00]	〈阪神・神戸、播磨〉 輪番制をとる。 阪神・神戸 17病院(1床) 播磨 14病院(1床) 〈但馬、丹波、淡路〉 協力病院制をとる。 6病院	37	・受付時間 平日[17:00~翌9:00] 土曜[9:00~翌9:00] 休日[9:00~翌9:00] ・スタッフ 精神科専門スタッフ(病院・社会復帰施設勤務の精神保健福祉士、臨床心理技術者)	休日、夜間は依頼者(警察、救急、家族等)が搬送を行う。	協力病院(当番病院以外の病院)	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・大学病院 ・県立・公立病院 ・神戸市 ・県警 ・消防 ・保健所長会等で構成

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
奈良県(12'~)	奈良県精神科救急医療システム整備事業	1	奈良県立医科大学内 平日夜間 [17:15~翌8:30] 休日(土曜・日曜を含む) [8:30~翌8:30]	輪番制 夜間・休日 1床	8	・当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] (土曜日は夜間のみ) ・緊急医療(24条等)→各保健所 ・精神科救急情報センター	・家族 ・消防 ・警察 ・県	・精神科救急協力病院 ・県立医科大学附属病院	・精神病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
和歌山県(10'~)	和歌山県精神科救急医療システム整備事業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科救急医療施設 夜間 [17:00~9:00] 休日 [24時間]	29条→県 34条→県 その他→原則依頼者	県内全ての精神科病院	県庁 保健所
鳥取県(14'1~)	鳥取県精神科救急医療体制整備事業	2	なし	基幹病院 (1床/圏域) 輪番制 (1床/圏域)	1 3	24時間 当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族または警察による病院への搬送	特になし	圏域ごとに病院、地区医師会、警察、消防、保健所、市町村
島根県(11'~)	島根県精神科救急医療体制整備事業	7	・保健所 平日昼間 [8:30~17:15] ・県立湖陵病院 夜間 [17:15~8:30] 休日 [8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口	輪番制(休日及び夜間) 松江圏 6病院(1床) 出雲圏 3病院(1床) 基幹病院 隠岐圏を除く圏域 休日夜間(1床)	13	精神科救急情報センターのスタッフが対応	原則として受診者側	県立湖陵病院	・各保健所(平日昼間) ・県立湖陵病院(夜間休日)
岡山県(10'~)	岡山県精神科救急医療システム整備事業	2	なし	輪番制 各圏域毎に1床と県立病院で県下全域に対応	11	・県立岡山病院(全域) ・各当番病院 夜間 [18:00~8:30]	主に警察だが、保健所・家族等もある	・県立岡山病院 ・指定民間病院	岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会
広島県(8'~)	広島県精神科救急医療システム整備事業	2	西部 東部 県精神病院協会委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口	・西部→1病院 ・東部→3病院輪番制 (各圏域で1日1床確保)	4	精神科救急医療施設(各圏域) 24時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など		・県医師会 ・精神病院協会 ・大学 ・県警 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
山口県 (12'～)	山口県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00～8:30] 休日 [8:30～17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) ・空床は1日当たり 4床確保	27	精神科救急情報セン ター(県立病院内に 設置) ・受付時間 夜間[17:00～8:30] 休日[8:30～17:30] ・スタッフ 医師・看護師	原則として受診 者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して 行う	輪番不参加の民 間病院、国立病 院	県精神科病院協 会、山口大学付 属病院、県警、消 防、保健所等で構 成する連絡調整委 員会・専門部会を 設置
徳島県 (10'～)	徳島県精神科 救急医療シス テム整備事業	1 東部	なし	輪番制 夜間・休日9病院 (空床1床)	9	各当番病院 夜間[18:00～22:00] 休日[9:00～18:00]	・家族 ・警察 ・消防等	・県立中央病院 ・徳島赤十字病 院(合併症対 応)	なし
香川県 (未定)	精神科救急医 療システム整 備事業								
愛媛県 (13'～)	愛媛県精神科 救急医療シス テム整備事業	1 (#7)	精神科救急医療情報 センター 平日夜間 [17:00～22:00] 休日等 [9:00～17:00]	輪番制(1日1床)	7	精神科救急情報セン ターと同じ	家族等 (措置の場合は 警察の協力を得 て保健所が行 う)	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	・精神病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防等
高知県 (7'～)	高知県精神科 救急医療事業	1	なし	①休日：輪番制 指定病院・非指定病 院(7施設) ②夜間：指定病院 (1施設) (各病院1床)	7	救急医療情報セン ター(24時間体制)	原則として受診 者側	当番病院以外の 精神科救急医療 施設及び県立荏 陽病院	警察、消防、医師会、 救急医療情報セン ター、病院等で構成 (年1回)
福岡県 (10'～)	福岡県精神科 救急医療シス テム事業	4	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00]	輪番制により、各圏域 で受付時間帯毎に1病 院(1床) ・輪番参加病院(80) 指定病院 非指定病院 (計79) 県立病院(1)	80	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士(兼 務) PSW(兼務) 看護師・士等(兼務) 看護婦(専従)	依頼者	県内の精神病院	福岡県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 県医師会、日精協 県支部、県警、消 防等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
佐賀県 (9'～)	佐賀県精神科 救急医療シス テム事業	3	精神保健福祉センタ ーに窓口を設置	輪番制 各圏域1床	17	・日曜、祝日、年末 年始 [9:00~17:00] ・看護婦、PSW、 等の輪番制	・家族 ・依頼者	・佐賀医科大学 附属病院 ・県立病院好生 館	
長崎県 (11'～)	長崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	なし	輪番制 各圏域毎に1床を確保	39	各圏域の当番病院 次に掲げる日の屋間 [9:00~17:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29~1/3)	原則として受診 者側	県立大村病院 国立病院長崎医 療センター 長崎大学医学部 付属病院	長崎県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 ・県医師会 ・精神病院協会 ・長崎大学 ・県警・消防 ・保健所 ・県立大村病院 ・県精神保健セ ンター ・龍島精神科医療 機関代表 等
熊本県 (9'～)	熊本県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 (昼) 1 (夜)	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 33 非指定病院 : 5 (各病院1床)	39	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日屋間 [9:00~17:00] 土曜屋間 [12:00~17:00]	原則として受診 者側	県立こころの 医療センター 国立療養所菊池 病院 《合併症》 熊本大学医学部 付属病院 国立熊本病院	県医師会、県精神病 院協会、県消防長 会、国公立病院、県 警、保健所、精神 保健福祉センター、 県家族会等で構成 (年1回)
大分県 (11'～)	大分県精神科 救急医療対策 事業	2 (和 国) 1 (和 国)	なし	・輪番制 (各病院1床) 休日 : 2施設 夜間 : 1施設	22	各精神科救急医療 施設(当番病院) 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00]	原則として受診 者側	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	警察、消防、医師会、 精神病院協会、大分 医科大学、保健 所、精神保健福祉 センター等で構成 (年2回)
宮崎県 (9'～)	宮崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 県北 県央 県南	なし	3圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確保) ①県央(9病院) 県立精神病院 : 1 指定病院 : 8 ②県北(6病院) 指定病院 : 4 非指定病院 : 2 ③県西南(5病院) 指定病院 : 5	20	当番病院 休日(日曜、祝日 年末年始)のみ 屋夜間 [9:00~ 19:00]	原則保護者 必要に応じて消 防機関 転院が必要な場 合は病院間で協 議	病院間で協議 合併症等の場合 は一般救急シス テム、国公立病 院	県医師会、精神病 院協会、精神神経科 診療所協会、宮崎医 科大学、県警本部等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾌﾟｯ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
鹿児島県 (8'～)	精神科救急医 療システム整 備事業	4 <small>鹿児島 南薩 北薩 (城島・大 島)</small>	なし	輪番制 ・鹿児島地区 休日昼間14病院 ・南薩地区 休日昼間10病院 ・北薩地区 休日昼間8病院 ・始良・大隅地区 休日昼間11病院 (各病院1床)	43	各当番病院 休日昼間 [9:00-17:00]	・家族 ・警察	県立始良病院	(連絡調整委員会 参加団体) 県医師会、県精神科 病院協会、鹿児島大 学、県警察本部、県 消防協会、県保健 所長会
沖縄県 (10'～)	沖縄県精神科 救急医療シス テム事業	4	総合精神保健福祉セ ンター内(沖縄県精 神障害者福祉会連合 会に委託) 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日昼間 (9:00～翌9:00)	輪番制 ・北、南圏域各8病院 ・休日夜間のみ北・南 圏域合わせて1県立 病院 ・宮古圏域1病院 ・八重山圏域1病院 (各1床)	19	・県立病院 ・各当番病院 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日昼間 (9:00～翌9:00)	・24条診療 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院(一 般病院) ・かかりつけ病 院	・県医師会 ・県警 ・看護師技術協会 ・福祉士協会 ・国立病院 ・県立病院 ・保健所

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科救急医療システム整備事業	8	・当番病院 ・札幌市夜間急病センター 平日昼間 〔9:00~17:00〕 夜間〔17:00~9:00〕 休日〔9:00~17:00〕 〔17:00~9:00〕 土曜〔12:00~17:00〕 〔17:00~9:00〕	・病院群輪番制 ・札幌後志圏 ・夜間、休日、土曜 1病院1床	31	・休日土曜 当番病院 ・夜間 札幌市夜間急病センター	・家族、依頼者等 ・消防機関 ・警察	・指定病院のうち、当番病院以外の27医療機関	・札幌市夜間急病センター ・道立江別保健所 ・北海道精神病院協会 ・札幌市医師会精神科医会 ・北海道警察 ・札幌市消防局
横浜市(13'~)	精神科救急医療対策事業	1	①こころの健康相談センター(三次救急) 全日〔8:45~22:00〕 ②各区福祉保健センター(初期・二次救急) 平日〔8:45~17:00〕 ③県立精神保健福祉センター(3県市合同) 平日(初期・二次救急)〔17:00~22:00〕 土日(初期・二次救急)〔8:30~翌8:30〕 休日(初期・二次救急)〔8:30~22:00〕 全日(三次救急)〔22:00~翌8:45〕	平日昼間：輪番制 非指定病院 休日昼間：輪番制 指定病院 非指定病院 夜間・深夜 基幹病院	40 5	(三次救急) ・こころの健康相談センター 平日〔17:00~22:00〕 休日〔8:45~22:00〕 ・各区保健センター 平日〔8:45~17:00〕 ・県保健福祉センター内 全日〔22:00~翌8:45〕 (初期・二次救急) ・各区保健センター 平日〔8:45~17:00〕 ・3県市窓口 平日〔17:00~22:00〕 土日〔8:30~翌8:30〕 休日〔8:30~22:00〕	(三次救急) 横浜市 (初期・二次救急) 原則として、相談者等による	民間精神科協力病院等	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・横浜市 ・川崎市
名古屋市	精神科救急医療対策事業	3	精神科救急情報センター(愛知県精神科病院協会に委託) 24時間365日対応 24時間精神科救急相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 ・1圏域1床 ・県立病院3床	38	各当番病院 夜間〔17:00~9:00〕 休日〔9:00~17:00〕 土曜〔12:00~17:00〕	原則として 警察・消防・家族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、愛知県・名古屋市で構成
京都市(12'~)	京都市精神科救急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター(京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 〔17:00~翌8:30〕 休日 〔8:30~翌8:30〕 各保健所(平日昼間) 〔8:00~17:00〕 24時間精神科救急相談窓口	○平日夜間・休日 基幹病院(受入不可能な場合は他の民間精神科救急医療施設で受入) ○休日昼間 国公立病院及び民間の救急医療施設において、通報等に基づく移送の受入(男女各1床)	府立1 民間3 民間8 国公立2	精神科救急情報センター	○平日夜間休日 原則自己搬送 ○休日昼間 京都市	民間13病院	医師会、精神科病院協会、精神科診療所協会、精神科医会、県立病院協会、府病院協会、京大医、府立医科大、府消防長会、市消防局、警察、府・市医師会、市消防機関、こころの健康増進センター、府保健福祉局、市保健福祉局、その他協力が必要と認められる団体
広島市(13'~)	広島市精神科救急医療システム整備事業	1	広島県精神病院協会(医療法人せのがわ) 年間を通じて毎日 24時間体制	常時1床以上確保 (1病院と委託契約)	1	医療法人せのがわ (年間を通じて24時間体制) (精神保健福祉士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし (転院先の確保が困難な場合は、情報センターに協力要請)	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県精神科診療所協会 ・広島大学 ・県警 ・消防 ・保健所など

※ 仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。

4 平成14年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		調査研究 課題数 延件数	備考
	回数		回数	回数	参加人数	実件数		
北海道	309	10	59	254	396	1,175	2	
青森県	30	5	7	383	54	135	1	
岩手県	96	28	5	366	705	877	1	
宮城県	26	2			1	1	3	
秋田県	63	5	5	781	27	66	2	
山形県	51	6	10	625	68	497	1	
福島県	282	7	19	549	84	545	10	
茨城県	48	59	32	3,783	441	2,833		
栃木県	115	23	146	687	301	1,482		
群馬県	222	38	25	1,507	136	247		
埼玉県	1,699	29	64	3,851	46	74	6	
千葉県	34	97	56	2,356	7,306	10,066	11	
東京都	7,410	31	65	3,070	887	2,691	11	
神奈川県	786	16			18	61	3	
新潟県	89	49	13	526	89	405	2	
富山県	213	11	36	1,338	292	2,773	1	
石川県	242	17	15	831	347	1,455	1	
福井県	16		7	425	84	257	2	
山梨県	645	33	8	2,520	57	172	3	
長野県	574	80	103	2,101	518	2,958	3	
岐阜県	112	7			83	123	1	
静岡県	189	7	4	843	20	56		
愛知県	133	47	8	100	861	1,589	20	
三重県	437	8	12	488	73	451		
滋賀県	99	11	38	2,320	386	957	1	
京都府	30	11			51	128	2	
大阪府	34	50	371	100,996	490	19,496	25	
兵庫県	269	5	35	1,631	153	863	3	
奈良県	15	11	3	638	294	492	3	
和歌山県	123	17	1	500	85	260		
鳥取県	90	4	13	578	381	1,255	4	
島根県	40	23	9	648	80	457	1	
岡山県	149	35	10	804	554	7,879	33	
広島県	81	225	1	3	2,465	5,152	1	
山口県	123	78	14	1,370	105	764	4	
徳島県	84	1			102	228		
香川県	101	12	17	296	48	580	3	
愛媛県	558	30	38	823	191	376	3	
高知県	267	14	36	331	250	1,200	3	
福岡県	89	12	42	1,605	1,586	1,257	3	
佐賀県	29	27			30	59	1	
長崎県	143	5	9	2,116	35	52	4	
熊本県	167	2	1	439	153	224	1	
大分県	82	7	11	261	891	1,684	3	
宮崎県	464	3	1	200	28	38		
鹿児島県	103	79	12	526	1,449	2,613		
沖縄県	63	20			108	903	1	
札幌市	126	13	55	4,478	2,739	4,410	1	
仙台市	166		1	233	18	29	28	
千葉市	16	18	14	600	478	756	2	
横浜市	249	249	5	302	19	23	5	
川崎市	85	11	3	210	235	1,407	2	
名古屋市	132	82	22	795	1,326	2,213	2	
京都市	20	10	1	154	47	225	3	
大阪市	203	52	4	1,168	40	43		
神戸市	81	4	25	2,451	196	1,519	1	
広島市	171	262	8	366	1,140	1,551	7	
北九州市	153	5	19	1,703			4	
福岡市	43	14	7	119	309	580	1	
合計	18,469	2,017	1,525	156,048	29,356	90,662	239	

資料:精神保健福祉課調

(2) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
	回数		回数	回数	参加人数	突件数	
北海道	39	1			45	87	
青森県	15	1	8	31	57	173	
岩手県	22	1			38	90	
宮城県	109	7	2	7	64	207	
秋田県	11	1	1	212	7	9	
山形県	38	3			60	1,094	
福島県	14	1	7	90	32	157	
茨城県		1			100	492	
栃木県	23	3	2	194	61	292	
群馬県		2			47	55	
埼玉県	67		5	121	71	283	
千葉県	22	7	3	380	431	778	
東京都	664	3	111	1,957	307	1,749	
神奈川県	17	1			83	125	
新潟県		2	14	86	30	38	
富山県	20	4	3	80	96	1,580	
石川県	34	2	5	180	105	655	
福井県	17	1			96	482	
山梨県	373	5			80	940	
長野県	288	9	11	197	179	2,043	
岐阜県		1					
静岡県	12	3	6	1,326	150	450	
愛知県	7	2			101	223	
三重県	26	6	6	317	31	49	
滋賀県	10	2	27	295	216	574	
京都府	21				49	287	
大阪府	2	8			570	4,068	
兵庫県	48	1	5	305	132	628	
奈良県	5	8			54	80	
和歌山県	2	1			4	4	
鳥取県	79	1	23	475	216	1,123	
島根県	2	2			19	58	
岡山県	14	9			98	757	
広島県	31	5			394	574	
山口県	31	2	3	220	63	370	
徳島県	79	2	10	38	82	407	
香川県	78		12		61	559	
愛媛県	11	1	1	33	60	411	
高知県							
福岡県	15	11	11	2,097	274	322	
佐賀県	137	1			146	445	
長崎県	18	2	5	262	9	15	
熊本県	84	1	6	71	119	228	
大分県	3	2	5	921	86	177	
宮崎県	16	1			23	35	
鹿児島県	16	1	4	27	155	193	
沖縄県	1	3	1	223	40	131	
札幌市	11	1			318	435	
仙台市	48	5	5	21	68	383	
千葉市	4		3	131	59	103	
横浜市	8	8			1	1	
川崎市	20	1	2	235	8	25	
名古屋市	5	4	6	65	61	150	
京都市	4	6	108	848	30	101	
大阪市	10		5	303	85	233	
神戸市		1			23	39	
広島市	16	4			238	255	
北九州市	39	7	1	100			
福岡市	4	5	3	994			
合計	2,690	173	430	12,842	6,032	25,202	

資料:精神保健福祉課調

(3) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助 技術指導 回 数	研修会 (講習会) 回 数	広 報 普 及 (講習会・座談会等)		相 談 事 業		備 考
			回 数	参加人数	実 件 数	延 件 数	
北海道	15	2	1	23	7	19	
青森県	5	1	1	33	4	4	
岩手県		2	10	61	59	66	
宮城県	16	2	1	250	13	24	
秋田県	2	2	2	150	3	3	
山形県	29		2	263	16	136	
福島県	8	1	10	92	23	102	
茨城県	5	2			44	45	
栃木県	14	10	23	689	31	64	
群馬県	10	12			9	9	
埼玉県	116	2			135	515	
千葉県	10	29	49	624	257	572	
東京都	677	6	299	4,331	465	3,588	
神奈川県	24	2	29	1,469	61	78	
新潟県							
富山県	15	1			10	20	
石川県	5		1	133	6	8	
福井県			1	74	11	14	
山梨県	31		5	2,322	6	12	
長野県	10	2	9	105	43	416	
岐阜県	5	2			15	15	
静岡県			3	598	15	25	
愛知県	2				24	24	
三重県	1	1					
滋賀県	18	2	48	743	60	110	
京都府	9	2	10	79	6	7	
大阪府	5	7	3	4,085	234	1,844	
兵庫県	35	6	2	125	49	91	
奈良県			1	60	10	10	
和歌山県	7				12	12	
鳥取県	3	9	3	300	16	63	
島根県	7	3	2	185	3	3	
岡山県	1				7	49	
広島県	5	1	1	40	55	68	
山口県		7			5	14	
徳島県	24	2	2	2	21	25	
香川県	16		12	68	2	3	
愛媛県	24				37	50	
高知県							
福岡県	11	5	5	202	119	122	
佐賀県	11	2			18	31	
長崎県	6	1	2	281	4	6	
熊本県	61	6	28	1,210	17	32	
大分県	1	3	1	300	21	52	
宮崎県	14	2	2	311	37	82	
鹿児島県	23	2	1	19	24	27	
沖縄県	1	2	1	167	16	16	
札幌市	1						
仙台市	77	4	4	2,529	49	380	
千葉市			1	15	93	146	
横浜市	7	9	1	72	7	9	
川崎市	13	2	15	375	3	7	
名古屋市	4						
京都市		1	51	984	11	40	
大阪市			5	612	28	36	
神戸市		1			4	4	
広島市	2	2			70	73	
北九州市	16	6	6	2,690	20	20	
福岡市	1	1					
合 計	1,403	167	653	26,671	2,315	9,191	

資料：精神保健福祉課調

(4) 心の健康づくり推進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		心の電話 相談事業 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道		2			22	22	3,031	
青森県	94		7	1,027	2	2	1,979	
岩手県	12	3			79	251	430	
宮城県	42		1	250	109	467	3,974	
秋田県	17				3	3	771	
山形県	70	5	10	1,120			1,305	
福島県	22				102	637	1,095	
茨城県		9	28	1,290	85	352	3,080	
栃木県	24	4	2	325	19	78	3,253	
群馬県	32		4	780	8	8	2,933	
埼玉県	255	16	6	2,680	176	659	2,261	
千葉県	17	43	48	3,433	25	1,128	1,807	
東京都	216	3	58	3,933	137	545	26,970	
神奈川県	56				180	998	4,068	
新潟県					69	82	1,047	
富山県	75	2	23	1,376	329	329	2,886	
石川県	38	4	6	255	135	543	3,350	
福井県	3	6	38	1,168	216	771	803	
山梨県	44	5	3	188	104	312	2,324	
長野県	12	1	9	810	28	157	2,692	
岐阜県		1	14	987			2,426	
静岡県							4,713	
愛知県	14		3	1,530	25	193	899	
三重県	32	13	26	976	63	185	4,652	
滋賀県	9	3	3	893	8	8	1,580	
京都府	21		3	62	49	204	340	
大阪府	25		5	180	426	2,404	2,961	
兵庫県	22	1	17	1,356	63	232	2,086	
奈良県	4	3	3	186	146	235	524	
和歌山県		1	3	931	5	15	477	
鳥取県	33	1	11	910				
島根県	3				39	89	557	
岡山県	8	3	6	230	87	1,092	2,850	
広島県	4		1				1,375	
山口県	7	4	2	460			1,078	
徳島県								
香川県	13		12	85	99	1,040	1,675	
愛媛県			11	1,488	3	3	1,740	
高知県					159	672	439	
福岡県	46	2	8	830	616	773	3,016	
佐賀県	94		1	30	187	675	2,379	
長崎県	40		8	581	26	30	1,439	
熊本県	37	7	1	13	35	77	4,192	
大分県	12	3	1	1,150	12	34	2,331	
宮崎県	32	11	1	100	46	66	2,559	
鹿児島県			1	700			1,840	
沖縄県	33				71	98	528	
札幌市	6						907	
仙台市	80	5	4	455	281	2,226	3,585	
千葉市							1,203	
横浜市	2	7	1	196	6	9	3,360	
川崎市	7	3	18	866	54	54	1,323	
名古屋市	19				39	92	1,065	
京都市		2	2	280	44	211	3,076	
大阪市			11	975				
神戸市			3	191			404	
広島市	6		1	550	118	131	1,433	
北九州市	22		10	445	12	12	43	
福岡市	12		3	355			2,291	
合計	1,672	173	437	36,626	4,547	18,204	137,405	

資料：精神保健福祉課調

(5) 社会復帰促進事業

都道府県等	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
	回数		回数	回数	参加人数	実件数	
北海道							
青森県	10	1	6	83	54	84	
岩手県	2	1					
宮城県	127	1	6	45	64	127	
秋田県	16	1	1	31	5	6	
山形県	24	3	1	15			
福島県	60	2			76	1,323	
茨城県	512	13	1	17	14	33	
栃木県	46	4					
群馬県					12	14	
埼玉県	69	150	12	261	101	209	
千葉県	109	92	6	347	324	4,100	
東京都	4,170	15	254	4,737	753	169,823	
神奈川県	397	4	21	389	326	1,386	
新潟県	36	2	2	36			
富山県	49	4	5	210	2	280	
石川県	69	5	1	161	47	126	
福井県	36	2	4	541	30	123	
山梨県	319	23	8	2,520	57	172	
長野県	560	48	17	1,428	47	391	
岐阜県							
静岡県	72	51	2	3,744	9	27	
愛知県	220	9	1	120	12	211	
三重県	9	4	16	680	17	36	
滋賀県	58	8	1	41	13	14	
京都府	52		29	372	12	110	
大阪府	2,751	109	1	330	2,850	9,823	
兵庫県	121	7	4	133	63	316	
奈良県		1					
和歌山県	1				6	7	
鳥取県	57	15	10	444	92	1,387	
島根県	28	3	2	74	7	8	
岡山県	22	3			23	114	
広島県	53	29			122	825	
山口県	22	3	2	160	33	292	
徳島県	220	2			48	274	
香川県	98	2	8	13	29	177	
愛媛県							
高知県	85	2			4	4	
福岡県	162	5	37	3,956	46	2,651	
佐賀県	104	5			2	3	
長崎県	85	2	9	990	13	20	
熊本県	196	4	52	845	116	379	
大分県	9	12	15	488	92	2,995	
宮崎県	94	9	3	508	41	161	
鹿児島県							
沖縄県	17	6	1	250	39	156	
札幌市	3				168	1,313	
仙台市	117	1	12	219	69	1,087	
千葉市	20	12					
横浜市							
川崎市	12	23	18	370			
名古屋市	14	2	6	568	67	445	
京都市	470	6	10	570	13	104	
大阪市			12	116			
神戸市		6	1	135			
広島市	98	5	24	134	152	306	
北九州市	164	35	20	639			
福岡市	13	8	7	1,353			
合計	12,058	760	648	28,073	6,070	201,442	

資料:精神保健福祉課調

5 精神障害者保健福祉手帳関係

(1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成15年3月末現在)

	年 申 請 者 数	年 間 交 付 者 数											年度末現在交付者数				
		1 級			2 級			3 級			合 計			1 級	2 級	3 級	合 計
		診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計				
1 北海道	3,839	500	158	658	1,178	1,551	2,729	368	221	589	2,046	1,930	3,976	1,407	4,932	824	7,163
2 青 森	2,588	434	955	1,389	494	474	968	131	96	227	1,059	1,525	2,584	2,665	2,080	494	5,239
3 岩 手	1,808	244	316	560	394	508	902	135	174	309	773	998	1,771	1,154	1,675	606	3,435
4 宮 城	1,363	101	417	518	163	438	601	73	137	210	337	992	1,329	1,021	1,108	387	2,516
5 秋 田	1,315	49	97	146	226	519	745	278	87	365	553	703	1,256	307	1,508	734	2,549
6 山 形	1,476	553	439	992	179	187	366	26	36	62	758	662	1,420	1,601	646	117	2,364
7 福 島	1,947	267	333	600	330	707	1,037	88	204	292	685	1,244	1,929	971	1,722	439	3,132
8 茨 城	1,988	355	166	521	668	311	979	337	69	406	1,360	546	1,906	987	1,882	724	3,593
9 栃 木	1,877	132	285	417	517	444	961	372	117	489	1,021	846	1,867	692	1,710	847	3,249
10 群 馬	1,691	293	455	748	385	287	672	197	52	249	875	794	1,669	1,152	1,029	417	2,598
11 埼 玉	4,833	377	217	594	1,185	1,943	3,128	804	307	1,111	2,366	2,467	4,833	1,262	6,395	2,194	9,851
12 千 葉	3,705	452	450	902	915	1,198	2,113	431	174	605	1,798	1,822	3,620	1,528	3,811	1,157	6,496
13 東 京	13,527	1,722	1,687	3,409	4,351	2,559	6,910	2,424	627	3,051	8,497	4,873	13,370	6,123	12,349	4,819	23,291
14 神奈川	3,589	378	584	962	819	1,151	1,970	410	204	614	1,607	1,939	3,546	1,550	3,495	1,158	6,203
15 新 潟	3,167	201	487	688	760	1,311	2,071	40	248	288	1,001	2,046	3,047	1,467	4,131	603	6,201
16 富 山	945	60	112	172	252	342	594	103	76	179	415	530	945	211	883	269	1,363
17 石 川	961	130	71	201	182	405	587	68	93	161	380	569	949	385	1,145	290	1,820
18 福 井	730	72	7	79	264	113	377	240	34	274	576	154	730	202	740	575	1,517
19 山 梨	1,549	246	219	465	479	446	925	68	73	141	793	738	1,531	759	1,652	250	2,661
20 長 野	2,438	525	230	755	505	833	1,338	156	147	303	1,186	1,210	2,396	1,587	2,610	685	4,882
21 岐 阜	1,300	114	90	204	384	383	767	233	96	329	731	569	1,300	511	1,595	578	2,684
22 静 岡	3,525	334	259	593	733	1,460	2,193	342	347	689	1,409	2,066	3,475	1,156	4,236	1,281	6,673
23 愛 知	5,218	415	154	569	1,595	1,804	3,399	842	373	1,215	2,852	2,331	5,183	1,167	6,635	2,277	10,079
24 三 重	1,255	179	46	225	358	467	825	114	62	176	651	575	1,226	470	2,028	394	2,892
25 滋 賀	967	32	66	98	212	422	634	126	97	223	370	585	955	200	1,150	434	1,784
26 京 都	1,085	55	151	206	258	320	578	202	78	280	515	549	1,064	385	997	446	1,828
27 大 阪	8,710	2,026	461	2,487	3,783	1,928	5,711	944	301	1,245	6,753	2,690	9,443	3,998	8,736	1,896	14,630
28 兵 庫	4,098	737	89	826	1,742	738	2,480	666	126	792	3,145	953	4,098	1,880	5,237	1,593	8,710
29 奈 良	966	173	56	229	275	392	667	51	36	87	499	484	983	495	1,353	174	2,022
30 和歌山	1,235	241	177	418	347	272	619	113	54	167	701	503	1,204	699	1,078	284	2,061
31 鳥 取	1,084	217	88	305	393	293	686	52	41	93	662	422	1,084	430	1,189	187	1,806
32 鳥 根	1,187	159	258	417	205	355	560	79	110	189	443	723	1,166	841	1,145	404	2,390
33 岡 山	1,542	190	229	419	321	532	853	105	127	232	616	888	1,504	752	1,558	405	2,715
34 広 島	3,180	194	86	280	1,273	957	2,230	446	191	637	1,913	1,234	3,147	530	4,440	1,253	6,223
35 山 口	2,203	572	372	944	363	572	935	168	137	305	1,103	1,081	2,184	1,599	1,700	534	3,833
36 徳 島	685	94	154	248	195	151	346	47	42	89	336	347	683	488	622	176	1,286
37 香 川	826	60	119	179	160	348	508	82	51	133	302	518	820	308	919	237	1,464
38 愛 媛	1,351	88	132	220	387	558	945	115	71	186	590	761	1,351	368	1,622	389	2,379
39 高 知	951	90	40	130	189	446	635	103	76	179	382	562	944	241	1,162	302	1,705
40 福 岡	2,797	202	204	406	724	920	1,644	349	175	524	1,275	1,299	2,574	586	2,812	757	4,155
41 佐 賀	713	70	55	125	134	345	479	38	55	93	242	455	697	259	997	184	1,440
42 長 崎	1,745	188	149	337	492	608	1,100	137	104	241	817	861	1,678	726	2,199	533	3,458
43 熊 本	3,671	930	1,299	2,229	1,398	1,448	2,846	11	204	215	2,339	2,951	5,290	3,379	3,936	309	7,624
44 太 分	1,258	130	47	177	259	617	876	83	95	178	472	759	1,231	257	1,304	282	1,843
45 宮 崎	1,127	48	67	115	222	539	761	122	123	245	392	729	1,121	280	1,309	412	2,001
46 鹿 児 島	2,423	61	66	127	722	918	1,640	454	202	656	1,237	1,186	2,423	257	2,816	1,173	4,246
47 沖 縄	1,908	230	87	317	555	780	1,335	177	43	220	962	910	1,872	323	1,366	228	1,917
48 札 幌	3,537	326	121	447	1,009	1,309	2,318	591	147	738	1,926	1,577	3,503	970	3,996	1,017	5,983
49 仙 台	1,519	160	279	439	328	344	672	282	114	396	770	737	1,507	926	1,358	673	2,957
50 千 葉	626	67	64	131	162	217	379	60	24	84	289	305	594	256	771	158	1,185
51 川 崎	1,362	62	137	199	523	341	864	206	85	291	791	563	1,354	468	1,575	466	2,509
52 横 浜	3,900	191	430	621	1,390	988	2,378	659	242	901	2,240	1,660	3,900	1,314	4,485	1,789	7,588
53 名 古 屋	3,048	209	46	255	993	1,019	2,012	551	213	764	1,753	1,278	3,031	453	3,712	1,464	5,629
54 京 都	2,386	139	261	400	650	498	1,148	674	143	817	1,463	902	2,365	824	2,376	1,458	4,658
55 大 阪	4,666	713	228	941	1,983	719	2,702	850	159	1,009	3,546	1,106	4,652	1,587	4,738	1,587	7,912
56 神 戸	2,514	111	61	172	895	803	1,698	478	107	585	1,484	971	2,455	341	2,973	973	4,287
57 広 島	2,107	307	41	348	1,117	452	1,569	66	98	164	1,490	591	2,081	840	3,088	295	4,223
58 北九州	1,046	38	75	113	212	413	625	212	93	305	462	581	1,043	216	1,156	577	1,949
59 福 岡	1,478	108	66	174	536	396	932	306	66	372	950	528	1,478	353	1,769	665	2,787
合 計	140,535	17,351	14,495	31,846	41,723	41,799	83,522	17,885	8,084	25,969	76,959	64,378	141,337	58,164	151,641	45,833	255,638

(2) 地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主な福祉サービス一覧

平成16年2月末現在

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引
秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の免除
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
新潟県	県立6施設の利用料の免除
富山県	県立施設の利用料等の減免
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除
静岡県	県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
滋賀県	通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募
兵庫県	県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成
奈良県	県立施設等の利用料の免除
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免

都道府県名	主なサービスの内容
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)、生活福祉資金の貸付
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	福祉手当の支給、医療助成制度、福祉バス・タクシーの利用、公共施設の利用料減免
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇
佐賀県	公共施設等の利用料割引
長崎県	公共施設の利用料減免
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の入場料免除
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	医療費の一部助成、公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置
横浜市	水道料金等の減免、文化施設等の割引、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、市営住宅入居優先、入院医療費援助
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、生活福祉資金の貸付、資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関、1級)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

6 精神障害者社会復帰施設設置か所数

(平成15年4月1日現在)

		生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム B型	授産施設			福祉工場	地域生活 支援センター
					通所	入所	小規模通所		
1	北海道	7	2	1	10	0	2	0	10
2	青森県	8	3	3	5	2	3	1	15
3	岩手県	4	1	1	6	0	0	0	9
4	宮城県	1	0	0	3	0	2	0	1
5	秋田県	8	4	1	3	1	0	0	4
6	山形県	2	0	0	1	0	0	0	4
7	福島県	3	3	1	3	0	3	0	5
8	茨城県	7	2	3	5	1	1	0	11
9	栃木県	10	9	3	2	2	3	0	9
10	群馬県	6	2	4	4	0	1	0	9
11	埼玉県	11	2	2	5	0	4	0	14
12	千葉県	6	3	1	3	0	2	0	9
13	東京都	9	9	0	24	0	41	0	36
14	神奈川県	4	2	1	1	0	4	0	7
15	新潟県	10	6	5	16	1	3	0	11
16	富山県	2	1	3	7	1	4	1	6
17	石川県	3	4	3	2	1	2	1	7
18	福井県	0	1	0	7	0	0	0	7
19	山梨県	2	0	0	4	0	0	0	3
20	長野県	9	3	1	10	1	4	0	6
21	岐阜県	7	3	0	1	0	1	1	9
22	静岡県	6	2	3	9	0	3	0	15
23	愛知県	5	1	1	5	0	6	0	6
24	三重県	4	2	4	5	0	2	0	5
25	滋賀県	3	1	0	5	0	2	0	6
26	京都府	1	0	1	3	0	3	0	4
27	大阪府	13	4	2	4	0	50	1	24
28	兵庫県	7	6	0	3	0	4	0	4
29	奈良県	3	0	0	1	0	13	0	7
30	和歌山県	2	0	0	3	0	3	1	4
31	鳥取県	2	1	1	2	0	2	0	3
32	島根県	4	5	0	5	1	2	2	9
33	岡山県	3	6	2	2	2	2	0	9
34	広島県	6	3	4	8	0	5	1	11
35	山口県	8	4	4	4	1	1	1	6
36	徳島県	8	0	0	0	0	1	0	6
37	香川県	5	1	0	2	0	1	0	6
38	愛媛県	4	1	2	0	0	1	0	5
39	高知県	2	0	1	1	0	4	0	3
40	福岡県	9	1	2	7	4	0	0	8
41	佐賀県	1	1	0	1	0	0	1	1
42	長崎県	8	4	3	8	2	0	1	6
43	熊本県	4	2	2	7	0	1	2	9
44	大分県	6	4	0	7	1	0	1	6
45	宮崎県	4	2	0	2	1	1	0	3
46	鹿児島県	6	7	0	5	1	1	1	11
47	沖縄県	7	4	0	2	6	0	0	9
48	札幌市	2	1	0	2	0	3	0	3
49	仙台市	1	0	0	4	0	6	0	4
50	さいたま市	1	0	0	2	0	0	1	4
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0
52	横浜市	2	0	0	2	0	1	0	4
53	川崎市	1	0	0	0	0	0	0	1
54	名古屋市	2	0	1	2	0	0	0	1
55	京都市	0	3	0	2	0	3	0	3
56	大阪市	2	1	0	1	0	12	0	6
57	神戸市	1	0	0	3	0	6	0	6
58	広島市	3	0	1	1	0	0	0	4
59	北九州市	0	4	1	4	0	0	0	1
60	福岡市	2	0	0	0	0	0	0	0
合計		267	131	68	246	29	219	17	415

7 平成14年度更生・育成医療の実施状況

都道府県

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
1 北海道	2,115	255,099	2,465	122,360
2 青森	2,366	250,859	469	54,252
3 岩手	327	58,609	369	36,973
4 宮城	2,296	244,047	473	38,688
5 秋田	772	91,993	238	20,826
6 山形	1,328	197,466	399	28,924
7 福島	846	108,714	652	32,638
8 茨城	478	52,714	888	72,132
9 栃木	3,262	244,528	1,260	121,331
10 群馬	624	114,367	462	44,725
11 埼玉県	1,631	326,651	2,923	244,532
12 千葉県	1,024	237,704	1,699	157,066
13 東京都	2,522	261,668	3,118	272,498
14 神奈川県	517	66,222	1,033	94,140
15 新潟	3,591	249,864	1,003	66,294
16 富山	800	57,542	281	27,065
17 石川県	2,282	169,493	288	25,217
18 福井	722	110,199	293	27,111
19 山梨	3,200	244,550	651	41,287
20 長野	991	134,387	772	72,905
21 岐阜	1,675	84,903	457	51,417
22 静岡県	1,193	180,880	1,075	103,805
23 愛知県	7,551	436,205	4,092	235,071
24 三重	1,449	148,224	1,019	73,305
25 滋賀	2,098	208,115	771	65,639
26 京都府	3,701	427,839	801	49,902
27 大阪府	4,176	223,891	2,645	228,121
28 兵庫県	902	96,126	1,170	69,703
29 奈良	1,689	171,692	690	52,344
30 和歌山	1,311	128,152	405	27,434
31 鳥取	146	13,921	285	18,808
32 島根	337	154,772	367	23,661
33 岡山	2,347	195,405	364	30,703
34 広島	698	86,237	525	41,276
35 山口	3,467	334,109	860	50,684
36 徳島	530	69,737	461	28,450
37 香川	1,725	112,807	389	19,300
38 愛媛	2,205	243,854	223	29,837
39 高知	1,558	231,544	120	10,178
40 福岡	6,539	723,552	827	101,109
41 佐賀	2,556	280,760	367	29,645
42 長崎	4,588	410,227	577	39,810
43 熊本	10,512	566,978	470	37,285
44 大分	1,533	297,529	212	15,074
45 宮崎	4,469	369,661	736	65,795

指定都市・中核市（別掲）

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
48 札幌	378	65,351	837	68,836
49 仙台	1,160	153,117	323	34,914
50 千葉	233	56,580	376	33,462
51 横浜	343	57,878	1,222	90,097
52 川崎	126	46,101	380	40,305
53 名古屋	3,683	394,636	1,165	88,715
54 京都	8,203	642,735	1,264	105,369
55 大阪	1,681	257,771	740	53,343
56 神戸	3,387	265,621	1,400	54,259
57 広島	1,347	107,054	414	40,333
58 北九州	4,547	341,958	233	23,119
59 福岡	3,578	428,992	480	63,201
60 旭川	618	57,077	108	10,516
61 秋田	222	32,921	76	5,380
62 郡山	72	10,135	164	10,883
63 いわき	438	40,094	112	10,837
64 宇都宮	1,269	45,116	834	41,272
65 横須賀	42	6,683	173	11,787
66 新潟	1,216	81,135	308	19,528
67 富山	383	28,155	87	6,751
68 金沢	1,354	127,305	218	16,470
69 長野	210	34,471	75	7,606
70 岐阜	80	9,941	134	20,486
71 静岡	320	35,926	372	25,363
72 浜松	291	49,399	292	19,096
73 豊橋	456	37,371	334	14,822
74 豊田	438	32,632	376	14,440
75 堺	471	80,352	558	42,057
76 姫路	59	8,104	95	7,408
77 奈良	339	29,454	182	14,291
78 和歌山	1,202	83,239	429	204,704
79 岡山	1,028	202,028	287	20,727
80 倉敷	786	80,390	140	11,973
81 福山	150	14,230	159	10,739
82 高松	815	47,270	118	24,192
83 松山	919	62,890	210	17,086
84 高知	974	218,825	106	8,862
85 長崎	1,096	116,108	213	14,020
86 熊本	3,168	280,104	273	23,049
87 大宮	363	64,222	116	8,829
88 大宮	1,242	138,783	174	16,943
89 鹿児島	996	105,254	330	27,905
合計	159,014	15,986,937	57,802	4,683,202

8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回 (昭和28年)	東京都	第27回 (昭和54年)	大阪府
第2回 (昭和29年)	〃	第28回 (昭和55年)	神奈川県
第3回 (昭和30年)	〃	第29回 (昭和56年)	福岡県
第4回 (昭和31年)	〃	第30回 (昭和57年)	北海道
第5回 (昭和32年)	〃	第31回 (昭和58年)	静岡県
第6回 (昭和33年)	〃	第32回 (昭和59年)	新潟県
第7回 (昭和34年)	〃	第33回 (昭和60年)	広島県
第8回 (昭和35年)	〃	第34回 (昭和61年)	青森県
第9回 (昭和36年)	大阪府	第35回 (昭和62年)	京都府
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第36回 (昭和63年)	茨城県
第11回 (昭和38年)	福岡県	第37回 (平成元年)	宮崎県
第12回 (昭和39年)	宮城県	第38回 (平成2年)	北海道
第13回 (昭和40年)	愛知県	第39回 (平成3年)	高知県
第14回 (昭和41年)	北海道	第40回 (平成4年)	神奈川県
第15回 (昭和42年)	東京都	第41回 (平成5年)	大阪府
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第42回 (平成6年)	岡山県
第17回 (昭和44年)	広島県	第43回 (平成7年)	岩手県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第44回 (平成8年)	岐阜県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第46回 (平成10年)	新潟県
第21回 (昭和48年)	石川県	第47回 (平成11年)	三重県
第22回 (昭和49年)	東京都	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第23回 (昭和50年)	福島県	第49回 (平成13年)	長野県
第24回 (昭和51年)	北海道	第50回 (平成14年)	東京都
第25回 (昭和52年)	島根県	第51回 (平成15年)	兵庫県
第26回 (昭和53年)	香川県	第52回 (平成16年)	長崎県

(予定)